

**令和7年度  
国の施策・制度に関する提案・要望書**





相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、令和元年東日本台風の被害からの復旧・復興や新型コロナウイルス感染症への対策などの多くの課題に対処しながら、防災・減災対策をはじめ、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、産業振興、環境保全、交通基盤の整備など幅広い分野において施策を推進することにより、皆様から「子育てするなら相模原」、「教育を受けるなら相模原」、「第2、第3の人生を楽しむなら相模原」と言ってもらい、多くの人や企業に選ばれ、将来にわたって持続的に発展を続ける「幸せ色あふれるまち」の実現を目指しています。

一方で、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少などが課題となっている中、本市では令和3年4月には「相模原市行財政構造改革プラン」を策定し、第1期の3年間では、まちづくり事業等の選択と集中や既存の公共施設等の見直しを始めとする改革に取り組み、令和6年4月からの第2期からは、急速に変化する社会経済情勢や市民ニーズを的確に捉えながら、民間活力の導入や都市基盤の整備や産業集積による税源涵養に取り組むなど、行財政構造改革を進めているところですが、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化への対応など、引き続き、厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

本提案・要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、国において制度及び予算などについて、御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、国におきましても多くの政策課題を抱え、財政も厳しい状況にあることは承知しておりますが、本市の提案・要望につきまして特段の御配慮をお願いいたします。

令和6年6月 相模原市長

本村賢太郎

# 提案・要望事項 目次

## 重点要望（防災対策に関する提案・要望）

### 【総務省】

- 1 防災・減災対策に係る財政支援の拡充【新規】 ..... 1

### 【内閣府】

- 2 被災地応援の迅速化に資する仕組みの整備【新規】 ..... 3

### 【国土交通省】

- 3 国土強靱化実施中期計画の早期策定と防災・減災、  
国土強靱化のための対策への財政支援等【新規】 ..... 5
- 4 水道施設等耐震化事業の防災・安全交付金採択基準の  
緩和・拡充【新規】 ..... 7

## 重点要望

### 【内閣府】

- 5 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の継続【継続】 ..... 9

### 【文部科学省】

- 6 教職員定数の改善等【継続】 ..... 1 1
- 7 G I G Aスクール構想の推進に向けた財政支援【継続】 ..... 1 3
- 8 学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財政措置【新規】 ..... 1 5

### 【スポーツ庁】

- 9 部活動の地域移行に向けた取組への支援【継続】 ..... 1 7

## 【厚生労働省】

1 0 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設【継続】 ..... 1 9

## 【こども家庭庁】

1 1 保育所の待機児童解消に向けた財政措置【継続】 ..... 2 1

1 2 小児医療費に係る全国一律の助成制度の創設【継続】 ..... 2 3

1 3 児童養護施設における小規模グループケア加算の経過措置期間の延長  
及び施設職員の人材確保のための支援【継続】 ..... 2 5

## 【農林水産省】

1 4 農業及び畜産業経営に対する財政支援【継続】 ..... 2 7

1 5 認定新規就農者に対する財政支援【継続】 ..... 2 9

## 【農林水産省・林野庁】

1 6 農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の拡充【継続】 ..... 3 1

## 【経済産業省・総務省・国土交通省】

1 7 リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）を中心とした「暮らしを変える  
先端技術の拠点」の実現に向けた環境整備への支援【新規】 ..... 3 3

## 【経済産業省】

1 8 中小企業のDX化促進に取り組む  
地方自治体への財政支援【新規】 ..... 3 5

## 【国土交通省】

1 9 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備【継続】 ..... 3 7

2 0 広域交流拠点の形成に向けた財政的支援等の拡充【継続】 ..... 3 9

**【環境省】**

2 1 有機フッ素化合物（P F A S）総合対策の更なる推進【新規】 ..... 4 1

**通常要望**

**【防衛省、外務省、財務省】**

2 2 米軍基地の早期返還等【継続】 ..... 4 3

**【防衛省、総務省】**

2 3 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等【継続】 ..... 4 7

**【防衛省、外務省】**

2 4 米軍基地の環境・安全対策等【継続】 ..... 4 8

**【内閣府、総務省】**

2 5 地方分権改革の推進【継続】 ..... 5 0

**【個人情報保護委員会】**

2 6 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等【継続】 ..... 5 1

**【総務省】**

2 7 地方交付税制度の見直し【継続】 ..... 5 2

2 8 公共施設等適正管理推進事業債に係る

時限措置の撤廃及び対象事業の拡大【継続】 ..... 5 3

2 9 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充【継続】 ..... 5 4

**【文部科学省】**

3 0 高校生等への修学支援の更なる充実【継続】 ..... 5 5

3 1 外国人英語指導助手（A L T）の配置に係る財政支援【継続】 ..... 5 6

## 3 2 子どもの健全育成のための

体験活動推進事業に係る補助制度の拡充【継続】 ..... 5 7

## 【厚生労働省】

### 3 3 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し

及び地方特例制度の弾力的運用等【継続】 ..... 5 8

### 3 4 救命救急センター、二次救急医療体制及び

脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等【継続】 ..... 5 9

3 5 災害時医療救護体制に係る財政支援【継続】 ..... 6 0

3 6 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保等【継続】 ..... 6 1

### 3 7 感染症法に基づく感染症診査協議会及び

健康診断事業に必要な財政支援【継続】 ..... 6 2

### 3 8 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と

措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備【継続】 ..... 6 3

3 9 地域生活支援事業の補助基準額の見直しと対象事業の拡大【継続】 ... 6 4

4 0 地域医療介護総合確保基金制度の見直し【継続】 ..... 6 5

### 4 1 国民健康保険子どもの均等割保険税(料)に係る

軽減制度の拡充【継続】 ..... 6 6

4 2 医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援【継続】 ..... 6 7

4 3 若年がん患者に対する在宅療養制度の創設【継続】 ..... 6 8

4 4 看護職員確保対策に必要な財政支援【継続】 ..... 6 9

### 4 5 地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び

機器整備に係る国庫補助制度の創設【継続】 ..... 7 0

**【こども家庭庁】**

4 6 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し【継続】 ..... 7 1

4 7 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実【継続】... ..... 7 2

**【林野庁、国土交通省】**

4 8 ナラ枯れ被害対策の推進【継続】 ..... 7 3

**【国土交通省】**

4 9 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充【継続】 ..... 7 4

**【環境省】**

5 0 動物愛護管理の取組に係る財政支援【継続】 ..... 7 5



重点要望（防災対策に関する提案・要望）

# 1 防災・減災対策に係る財政支援の拡充

< 総務省 >

## 提案・要望事項

首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されている昨今の状況や能登半島地震の被害状況等を踏まえ、「緊急防災・減災事業債」等の時限措置を延長するとともに、防災・減災対策に係る国の恒久的な財政支援を創設すること。

## 現状と課題

### 現状

#### 国の状況

- ・東日本大震災を教訓として、創設された「緊急防災・減災事業債」のほか、様々な地域課題に対応するため、「緊急自然災害防止対策事業債」や「緊急浚渫推進事業債」により地方自治体の防災・減災対策を支援している。
- ・「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」は令和7年度まで、「緊急浚渫推進事業債」は令和6年度までの時限的な措置としている。

#### 本市の状況

- ・「緊急防災・減災事業債」等の地方債については、防災関連施設の整備や消防車両等の配備、避難所である市立小中学校の屋内運動場への空調設備の整備、地域防災計画における緊急輸送路線の舗装修繕、準用河川における土砂等の撤去等の財源として活用している。
- ・大規模災害等の発生を想定し、今後も継続的な防災・減災対策が必要である。

### 課題

急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎え、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化の対応など、厳しい財政状況にあっても、継続的に防災・減災の取組を着実に進める必要があり、その安定的な財源確保が課題となっている。

## 提案・要望の説明

防災・減災対策に係る財政支援については、東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策のための地方単独事業を全国レベルで早急に進めることができるよう「緊急防災・減災事業債」が創設されたほか、様々な地域課題に対応するため、「緊急自然災害防止対策事業債」や「緊急浚渫推進事業債」が創設されたものと承知しています。

本市におきましても首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されている状況等を踏まえ、防災関連施設・防災インフラの整備や消防車両等の配備、避難所機能の強化など、市民の安全・安心につながる取組について、当該地方債を活用しながら進めているところです。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被害状況等を踏まえ、今後もさらに防災・減災の取組を着実に進めることが重要であると考えているところですが、緊急防災・減災事業債等の財源については時限措置があり、今後の多大な財政負担が懸念材料となっています。

こうしたことから、緊急防災・減災事業債等の時限措置を延長するとともに、地方公共団体の継続的な防災対策の充実が図られるよう、防災・減災対策に係る国の恒久的な財政支援を創設することを要望します。

## 参 考

### 本市の防災関連地方債の活用状況

(単位:千円)

R5当初予算		3,412,900
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	283,800
	緊急防災・減災事業債	2,237,800
	緊急自然災害防止対策事業債	801,700
	緊急浚渫推進事業債	89,600
R6当初予算		8,549,300
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	111,000
	緊急防災・減災事業債	7,292,000
	緊急自然災害防止対策事業債	1,091,000
	緊急浚渫推進事業債	55,300

### 本市における活用事業



#### 【提案・要望の担当】

危機管理局危機管理課長	佐野 強史	042-769-8208
消防局消防部消防総務課長	仙波 浩美	042-751-9107
都市建設局土木部道路計画課長	中村 陽	042-769-8373
都市建設局土木部河川課長	加藤 弘文	042-769-8273

## 2 被災地応援の迅速化に資する仕組みの整備

< 内閣府 >

### 提案・要望事項

- 1 応援自治体が、被災地での支援を円滑に開始できるよう、宿泊施設や現地でのレンタカー等に関して国で一括借用するなどの対応を行うこと。
- 2 応援自治体が、被災地までの移動に新幹線等を利用する際、被災地支援用交通系 IC カードの導入等により応援自治体の負担とならないような移動を可能とすること。
- 3 応援自治体における被災地支援車両の有料道路での無料措置に関して、被災地支援用 ETC カードの導入等により臨機応変なルート設定ができるようにすること。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・令和 6 年能登半島地震において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、災害救助法の適用を決定した。
- ・国において、被災地からの要請に基づき、各種支援スキームを活用した応援自治体の割り振り調整を行っている。

##### 本市の状況

- ・令和 6 年能登半島地震に伴い、国や指定都市市長会等の要請に基づき、職員派遣を行っている。

#### 課題

被災地支援に係る宿泊場所や現地での移動手段の確保に時間を要し、迅速な支援の支障となるとともに、派遣職員が旅費等を立て替えた場合の負担があるなど課題があり、こうした煩雑な業務や負担が被災地支援の遅延等に繋がる懸念される。

### 提案・要望の説明

迅速に安定した被災地の支援活動を行うためには、被災地近隣の宿泊施設や現地での移動手段の確保が重要となります。令和 6 年能登半島地震直後においては、各応援自治体によって宿泊施設や車両の手配が競合することで、確保に時間を要するとともに、支援活動場所から遠方の宿泊施設しか手配ができないことや、支援活動に必要な車両が不足することがありました。

また、被災地応援を行う自治体においては、応援に要した費用の精算等、応援活動期間だけでなく、応援終了後においても煩雑な事務処理が発生しました。

さらに、速やかに現地入りし、支援活動を始めるためには、現地の交通事情により、臨機応変にルートを設定する必要がありますが、有料道路の無料措置に関しては、事前に車両の到着地や

乗降するインターチェンジの名称などを明らかにした、「災害派遣等従事車両証明書」を発行する必要があることから、臨機応変なルート変更ができないといった課題がありました。

こうしたことを踏まえ、応援自治体の事務の簡素化や効率化により、円滑な被災地応援につながる仕組みづくりを行うよう要望します。

## 参 考

### 令和6年能登半島地震における本市の支援活動等



災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	
道路名 及び区間	道路名 入口IC名→ 出口IC名  道 道 IC → IC
乗車責任者の 所属、氏名	
車両登録番号	災害派遣等従事車両証明書様式



【提案・要望の担当】 危機管理局危機管理課長 佐野 強史 042-769-8208



### 3 国土強靱化実施中期計画の早期策定と防災・減災、国土強靱化のための対策への財政支援等

< 国土交通省 >

#### 提案・要望事項

自然災害に備え、生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化のための対策を長期安定的に進められるよう、令和7年度予算でも防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を確保するとともに、早期に国土強靱化実施中期計画を策定し、令和8年度以降も国土強靱化の取組に対する財政支援を継続・拡充するとともに、技術的支援についても充実させること。

#### 現状と課題

##### 現状

###### 国の状況

- ・平成30年12月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定
- ・令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定
- ・令和5年6月に国土強靱化基本法の改正により「国土強靱化実施中期計画」の策定を法定化

###### 本市の状況

- ・道路、橋りょうや下水道などの長寿命化計画を策定し、都市の基盤となる施設の計画的な予防保全型の維持管理を実施している。
- ・大規模地震の発生に対し、地域の道路網の安全性・信頼性、下水道の重要な機能などの確保のため、各施設の耐震化を計画的に進めている。
- ・土砂災害を未然に防止するため、道路災害防除事業として、定期的な斜面調査を実施して危険度の評価を行い、優先順位を付けて対策工事を計画的に実施している。
- ・市無電柱化推進計画に基づき、災害への備え、安全な歩行空間の創出などを目的として、無電柱化に取り組んでいる。

##### 課題

- ・道路災害防除事業の事業規模や事業費が膨大になることや、都市基盤の老朽化による要修繕箇所増加、5か年加速化対策の対象とならない緊急輸送道路以外の無電柱化や補助対象とならない管きよの老朽化対策など、対策を推進するための財源等の確保が課題となっている。
- ・適切な維持管理のための専門人材の不足や点検・工事手法の更なる効率化・省人化が課題となっており、現状のままでは次世代への良好な土木施設の継承が困難な状況になる。
- ・施設の点検・工事に係る費用や労力を低減する新技術は依然として少なく、効率的・経済的に点検・工事を行う手法、先行的な取組に対する技術的支援やガイドラインの策定が進められていない。

## 提案・要望の説明

令和6年能登半島地震による道路や下水道など公共インフラの広範囲にわたる被災は市民生活に大きな影響を及ぼしており、本市においても地震災害に備えた対策の推進が必要不可欠となっています。

こうした中、切迫する大規模地震や激甚化・頻発化する気象災害、インフラの老朽化による社会経済システムの機能不全などから生命や財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取り組みが進められており、本市においても市民生活の安全・安心を守るため、これらの対策に基づき防災・安全交付金や道路メンテナンス事業補助などによる財政支援をいただき、道路災害防除事業や道路や橋りょう、下水道の耐震化・老朽化対策などを進めています。

5か年加速化対策は令和7年度までとされていますが、令和5年6月の国土強靱化基本法改正により「国土強靱化実施中期計画」の策定が法定化され、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しのもと、国土強靱化の取り組みを進めていくことが期待されているところです。

将来にわたり市民生活の安全・安心が確保できるよう、国土強靱化実施中期計画の早期策定や国土強靱化の取組に対する安定的な財政的支援の継続や採択基準の緩和・拡充を要望します。

また、予防保全型の維持管理を効率的に推進するためには、人材育成や新技術の開発が必要であり、国においては研修等を実施していただいておりますが、より多くの職員が受講できるよう、Webを活用した講座を増やすなど、研修をさらに充実させるとともに、新たな点検・工事手法を開発するなどの技術的支援を要望します。

## 参 考

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による事業箇所

### 【災害防除工事】



### 【下水道管きょ耐震化工事】



### 【提案・要望の担当】

都市建設局土木部道路計画課長	中村 陽	042-769-8373
都市建設局土木部路政課長	大貫 勝	042-769-8359
都市建設局土木部下水道経営課長	田野倉 求一	042-707-1840

## 4 水道施設等耐震化事業の防災・安全交付金採択基準の緩和・拡充

< 国土交通省 >

### 提案・要望事項

水道施設等の耐震化が推進できるよう、防災・安全交付金の採択基準を緩和・拡充すること。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・平成19年6月に、経営基盤が脆弱な簡易水道事業に対する支援制度を維持しつつ、事業の統合を促進するため、平成28年度末までに簡易水道事業を上水道事業に統合する統合計画の策定を促すとともに、統合の推進及び高料金化対策への重点化等に資するよう、簡易水道等施設整備費国庫補助制度を見直した。
- ・平成27年1月に、簡易水道事業が独立採算の原則に基づき、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、平成31年度までに公営企業会計に移行するよう要請した。
- ・令和6年4月に、厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政を国土交通省に移管し、下水道や道路と行政を一元化することで、より強化したインフラ対策を図っている。

##### 本市の状況

- ・本市は、平成18年3月及び19年3月に市町合併を行い、旧津久井町及び旧藤野町が運営していた6つの簡易水道事業を引き継ぎ、平成21年度から令和元年度まで、市営の簡易水道事業と統合することが合理的な組合営の小規模水道の統合整備を行い、現在は、3つの簡易水道事業からなる特定簡易水道事業となっている。
- ・令和2年4月に、国の要請に基づき公営企業会計へ移行するとともに、簡易水道事業審議会を設置し、料金改定や広域連携等の経営の健全化に向けた取り組みを進めている。
- ・令和5年3月に「簡易水道施設耐震化計画」を策定し、水源、配水池及び基幹管路(導水管)等の耐震化を実施することとしている。令和5年度は、耐震化に向けた事前調査等を実施し、令和6年度は「藤野簡易水道配水池耐震詳細設計業務委託」を実施予定である。

#### 課題

- ・本市の簡易水道事業は、小規模であり高低差のある中山間地に位置しているため、水道施設の維持管理等には、市街地と比較して多額の費用がかかっており、人口も少ないことから水道料金だけでは事業費を賄うことができず、多額の一般会計からの繰入金に依存している状況である。
- ・水道施設耐震化事業(生活基盤近代化事業)においては、特定簡易水道事業であることや地震対策等地域でないことから採択基準の対象外であるため、水道施設の耐震化の計画的な推進に要する財源の確保が課題となっている。



## 提案・要望の説明

令和6年能登半島地震による広範囲で長期間の断水は、水道管の耐震化が進んでいなかったことが要因のひとつとして挙げられており、今もなお、被災地域の住民の生活に多大な影響を及ぼしていることから、本市においても安全で良質な水を発災時にも安定して供給するため、水道施設等の耐震化対策が喫緊の課題となっています。

水道施設等の耐震化に関しては、令和5年度まで厚生労働省で行っていた生活基盤耐震化等交付金の補助対象でしたが、本市は簡易水道事業が複数存在する特定簡易水道事業であることや、交付金取扱要領で定める地震対策等地域に該当しないなど、採択基準を満たしていませんでした。

令和6年4月からは、厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政が国土交通省に移管され、国土交通省の防災・安全交付金の補助対象事業になりましたが、採択基準は従前と同様であることから、本市の簡易水道事業に関しては補助事業の対象外となっています。

水道施設の耐震化に関しては、給水区域内の住民にとって必要不可欠な事業であり、国において、防災・安全交付金の採択基準を緩和又は新たな補助制度を創設するよう要望します。

## 参 考

### 簡易水道事業への一般会計繰出金の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
66,900千円	159,027千円	207,300千円	187,965千円	196,535千円

### 簡易水道施設耐震化計画（令和5年度～令和14年度）

配水池	322,800千円
管路	139,080千円

#### 【提案・要望の担当】

都市建設局土木部津久井土木事務所長 成沢 史人 042-780-8210



重点要望

## 5 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の継続

< 内閣府 >

### 提案・要望事項

令和6年度までとされている地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、令和7年度以降も制度を継続すること。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・令和4年度の全国での寄附実績は、金額が前年度比約1.5倍の約341.1億円、件数が約1.7倍の8,390件に増加。
- ・寄附を行った企業数は前年度比約1.5倍の4,663社に増加。
- ・寄附を受領した地方公共団体の数は前年度比約1.3倍の1,276団体に増加。

##### 本市の状況

- ・令和2年7月に地域再生計画の認定を受け、企業版ふるさと納税制度を活用。
- ・令和5年度末までで、延べ14社から3,100万円を超える寄附実績があり、企業からの寄附を有効活用しながら、地方創生関連事業を推進している。

#### 課題

- ・企業版ふるさと納税制度は、企業等が寄附しやすい制度設計（最大で9割の税額控除）となっており、引き続き、民間リソースを地方創生に活用する有効な手段となりうると想定される。
- ・本市においても、地方創生関連事業を推進するにあたっての重要な財源となっている。

制度が継続されない場合、地方創生の推進に影響を及ぼす可能性がある。

### 提案・要望の説明

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、平成28年度に制度が創設された後、令和2年度税制改正において制度拡充とともに、適用期間が5年間延長され、令和6年度までとされているところです。

当該制度は、企業等が地方公共団体に寄附しやすい制度設計となっており、民間リソースを地方創生に活用する有効な手段として、全国的にも活用事例、寄附金額ともに増加傾向にあり、地方公共団体が行う地方創生の取組の推進に大きく寄与しているものと考えております。

本市においても、令和2年7月に地域再生計画の認定を受けた後、令和5年度末までで、延べ14社から3,100万円を超える寄附をいただいておりますことから、制度が継続されない場合、今後の取組の推進に影響を及ぼすことが懸念されます。

令和4年12月23日に閣議決定された、デジタル田園都市国家構想総合戦略において、「企業版ふるさと納税の一層の活用促進」と謳われていることから、地方創生の取組を一層推進し、デジタル田園都市国家構想を実現するため、本制度を令和7年度以降も継続することを要望します。

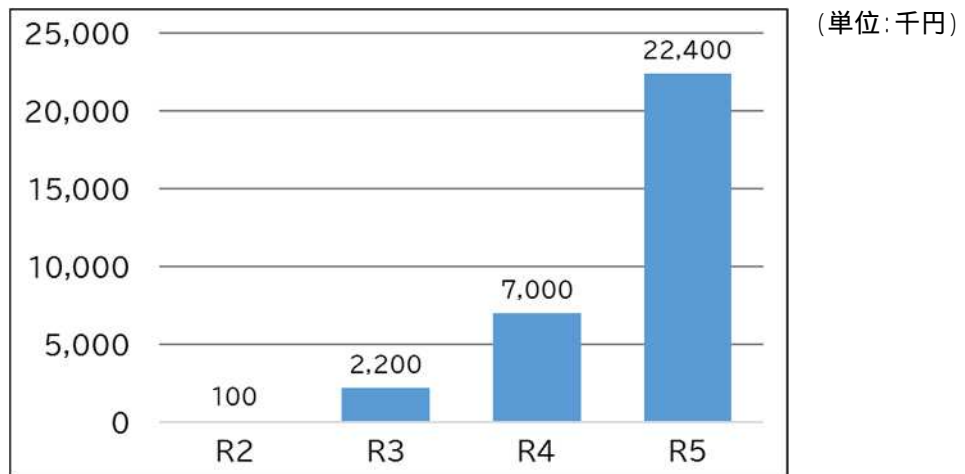
# 参 考

## 全国の制度活用状況

(単位：件、百万円、社、団体)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	合 計
寄附件数	517	1,254	1,359	1,327	2,249	4,922	8,390	20,018
寄附額	747	2,355	3,475	3,380	11,011	22,575	34,107	77,649
寄附企業数	459	1,112	1,138	1,117	1,640	3,098	4,663	13,227
寄附活用 団体数※	上段:単年度	118	253	287	293	533	956	1,276
	下段:累計	118	268	339	399	641	1,028	1,361

## 本市における企業版ふるさと納税の寄附実績



## 本市における企業版ふるさと納税の募集・活用事業例



【提案・要望の担当】 市長公室政策課長 三橋 英智 042-769-8203

## 6 教職員定数の改善等

< 文部科学省 >

### 提案・要望事項

- 1 中学校における35人以下学級の実現を含め、学級編制の標準の更なる改定を進めること。また、児童生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」をはじめとする加配定数を拡充すること。
- 2 教育支援センターのための教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置すること。
- 3 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの定数化を図ること。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・小学校においては、学級編成の標準を第2学年から第6学年まで段階的に引き下げることを決定したが、中学校においては、今後検討予定とされている。
- ・中央教育審議会答申（令和3年1月）において、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」のために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備など、子どもたちが学校で安心して教育を受けられるよう、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講じることが必要とされている。

##### 本市の状況

- ・小学校においては、国の決定に基づき、現在第5学年まで35人に引き下げを行っている。
- ・令和6年度の「児童生徒支援加配」をはじめとする加配定数は、本市が児童生徒の学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮を行う必要性に照らして算定した要求数よりも決定数が少なくなっている。
- ・教育支援センター（通室制教室である相談指導教室）を市内各所に設置（緑区：かつら・はるばやし、中央区：いずみ・銀河・シリウス・大地、南区：すばる・若葉）し、相談指導教室運営委員、青少年教育カウンセラー、相談指導教室支援員（以上、会計年度任用職員）及び相談指導教室ボランティアを配置し、不登校児童生徒に対し学校復帰や社会的自立支援へ向けた指導及び援助を行っている。
- ・教育相談（来所・電話相談、学校出張相談及び要請相談）を行う青少年教育カウンセラーを各区相談室に配置（緑区：22名、中央区：31名、南区：26名）し、学校や関係機関と連携を図り、福祉的側面からの働きかけや支援及び助言を行うスクールソーシャルワーカーを各区中学校区に配置（緑区：3名、中央区：6名、南区：6名）しており、両者ともに会計年度任用職員をもって充てている。

## 課題

- 1 児童生徒一人ひとりが抱える個別の課題に向き合うための、教員の時間の確保が困難である。教員の時間を確保するためには、現在、小学校で進められている35人以下学級の取組の中学校への拡充を含め、更なる学級編制の標準の改定が必要である。また、小学校における教科担任制の導入や専科教員による指導の充実のために、更なる教員数の確保が必要である。
- 2 教育支援センターにおける教職員の配置は、地方公共団体が独自に措置しており、義務標準法に基づく加配定数の措置が必要である。
- 3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて、不登校児童生徒数が増加するなど年々高まるニーズに対応するため、相談体制の更なる充実が必要である。また、現行制度では補助金の交付金額も十分ではなく、大きな財政負担となっている。

## 提案・要望の説明

- 1 子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、児童生徒が抱える問題もますます複雑化・多様化しています。さらに、現行の学習指導要領の実施に伴う授業時数の増加等により、児童生徒一人ひとりが抱える個別の課題に向き合うための、教員の時間の確保が困難となっている現状があります。  
このことから、中学校における35人以下学級の実現を含め、学級編制の標準の更なる改定を進めるとともに、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の拡充や小学校における教科担任制の導入、専科教員による指導の充実等のための、加配定数の確保を要望します。
- 2 不登校の児童生徒が増加する中で、当該児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等の相談・適応指導を組織的、計画的に行い、在籍校と連携して学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施する教育支援センターの役割は重要です。しかしながら、教育支援センターにおける教職員の配置については、現在、地方公共団体が独自に措置している状況であることから、教育支援センターに係る教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置するよう要望します。
- 3 児童生徒が抱える課題が複雑化・多様化する中、適切な支援を行うためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が効果的です。このことから、スクールカウンセラー等の定数化を要望するとともに、定数化されるまでの間については、その活用に対する財政支援を行うよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

教育局学校教育部教職員人事課長	辻野 宏	042-769-8279
教育局学校教育部青少年相談センター所長	折原 奈帆	042-769-8285

## 7 G I G Aスクール構想の推進に向けた財政支援

< 文部科学省 >

### 提案・要望事項

G I G Aスクール構想を推進するに当たって必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費について、補助事業の新設など必要な財政支援を行うこと。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・初期整備については、補助事業が実施されたものの、以降実施された複数の補助事業については、補助対象が限定的であり、課題に対応していない又は活用が難しいものが多い。
- ・端末の更新に係る費用負担については、令和6年度から全国的な対応が求められるものの、その補助事業の補助率は3分の2とされた。

##### 本市の状況

- ・令和2年度に1人1台のタブレットPC環境を整備し、現在まで運用している。
- ・運用費用の大部分は、PC教室の廃止等によって一般財源から捻出している。

#### 課題

- ・タブレットPCを活用するために必要となるランニングコスト等の費用の負担は大きくなっている。
- ・一層充実した学習活動等を継続的に展開するためには、大型提示装置(大型モニタ)の更新やICT支援員の拡充などに係る財源の確保が課題である。
- ・さらに、令和7年度をめぐり予定されている、約50,000台のタブレットPCの機器更新に係る財源の確保も課題である。
- ・財政支援等がない場合、G I G Aスクール構想の推進に影響を及ぼす可能性がある。

### 提案・要望の説明

本市では、令和元年12月に国が発表したG I G Aスクール構想により、令和2年度中に児童生徒1人1台のタブレットPC及び高速大容量の通信ネットワークを学校に整備し、令和3年度以降、学校における様々な学習活動等で日常的な活用が進んでいます。

しかしながら、G I G Aスクール構想を推進するに当たっては、1人1台のタブレットPC更新に必要な端末調達及びWebフィルタリング機能の導入に係る多額の地方負担分の費用や、そのタブレットPCを活用するために必要となる端末・ネットワークの運用保守や学習用ソフトウェアなどに係るランニングコスト、安定してインターネットに接続するための通信回線使用料、授業での著作物利用のための授業目的公衆送信補償金といった費用負担のほか、これら費用の一部が対象となっていた「G I G Aスクール運営支援センター」整備に係る補助事業が令和6年度をもって終了することにより、地方単独での負担増・財源の確保が課題となっています。

また、教職員・児童生徒が1人1台のタブレットPCを最大限活用し、一層充実した学習活動等を継続的に展開していくためには、老朽化している大型提示装置(大型モニタ)の更新や、ICT支援員の拡充、インターネット通信環境を整えることができない家庭への支援、教育データ



利活用のための環境構築など、更なる環境整備や支援体制の確立に要する経費について、財源の確保が課題となっています。

こうしたことから、GIGAスクール構想の推進に当たっては、必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大しているものの、十分な財政措置が講じられているとは言い難いため、これらの経費が対象となる補助事業の新設・更なる拡充など、国による必要な財政支援を行うよう要望します。

## 参 考

### タブレットPCの整備状況

初期整備（令和2年度）

- ・児童生徒及び教職員1人1台用として約55,000台を整備
- ・5年程度でバッテリー寿命を迎えるため、令和7年度には一斉更新が必要

追加整備（令和4年度）

- ・予備用端末として約1,300台を追加整備 令和5年度末までの不足分
- ・1人1台環境の維持のためには、令和6年度以降も予備用端末が必須

更新（令和7年度予定）

対象	導入台数	備考
1人1台端末	約49,000台	令和6年度児童生徒推計値から算出
予備機	約1,000台	1人1台端末の2%を予定
合計	約50,000台	-

- ・端末及びWebフィルタリング機能等の調達には、15億円程度の一般財源が必要

### 大型提示装置（大型モニタ）

令和5年3月末時点の状況

台数	導入年度	備考	事業・財源
約1,200台	H21	50インチプラズマテレビ	学校情報通信技術環境整備事業費補助金
約850台	R3～R4	65インチ液晶テレビ	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金

- ・大型提示装置は、GIGAスクール構想を機に、より効果的な活用が可能
- ・平成21年度導入機は老朽化や性能面の低さが課題で今後、更新が必要

### ICT支援員の派遣状況

学校種	R3	R4	R5	R6(予定)
小学校・義務(前期)	年21回	年21回	年35回	年35回
中学校・義務(後期)	年15回	年15回	年26回	年26回

- ・委託によりICT支援員を派遣しており、タブレットPC活用のため、一層の拡充が望まれる。

### GIGAスクール構想開始前後での一般財源負担額の推移

単位：千円

	R2	R3	R4	R5	R6
総事業費	45,155	144,936	234,041	296,900	333,939
うち国庫	0	0	23,373	13,638	18,375
うち一財	45,155	144,936	210,668	283,262	315,564



- ・一般財源によるランニングコスト等の費用負担が増大

【提案・要望の担当】教育局学校教育部教育センター所長 奥津 光郎 042-754-2577

## 8 学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び 財政措置

< 文部科学省 >

### 提案・要望事項

保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の公費負担など持続可能な全国一律の制度を創設すること。また、学校給食用食材の価格高騰対策として、必要な財政措置を講ずること。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、少子化対策を最重要課題と位置付けるなど、政府を挙げて子ども・子育て世帯に対する政策を推進している。
- ・学校給食法第11条において、経費の負担について定められており、給食食材費は保護者負担と定めている。
- ・令和4、5年度については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を交付した。

##### 本市の状況

- ・令和5年度から学校給食費を公会計化した。
- ・小学校及び義務教育学校（前期課程）については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年1月分から3月分まで無償化を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担を増すことが無いよう給食食材費の1食当たりの物価上昇分として、市が次のとおり負担した。

令和4年度 7月～ 3月（小・中学校）10円

令和5年度 4月～ 11月（小学校及びセンター校）15円

7月～ 11月（デリバリー校）15円

12月～ 3月（小学校及びセンター校、デリバリー校）30円

#### 課題

- ・子育て支援の充実を図るため、東京都では市町村に対し独自に制度の支援が行われ、近隣市町村においても差異が生じている。
- ・昨今の物価高騰により、保護者から徴収した負担金額のみでは、今までどおりの給食を提供することが難しくなっている。



居住する地域によって負担が異ならないよう、全国一律の制度の創設が必要である。

## 提案・要望の説明

児童生徒の心身の健全な発達に資する学校給食については、食育の生きた教材として、義務教育課程において重要なものとなっています。法令上、学校給食費に係る食材費は、保護者負担となっているものの、近年、学校給食費の無償化など独自の助成制度を実施する地方自治体が増え、居住する地域により、学校給食に係る保護者の経済的負担に大きな差異が生じています。

保護者の負担軽減を図るため、公費負担を念頭においた持続可能な全国一律の制度を創設するとともに、学校給食用食材の価格高騰対策として、必要な財政措置を講ずることを要望します。

## 参 考

### 他自治体の無償化の状況

#### 指定都市

	都市名	無償化の実施状況
1	大阪市	小・中学校で実施
2	堺市	小学校、特別支援学校 R 5 年度 2、3 学期に限定 令和 6 年度実施予定無し
3	千葉市	第 3 子以降で実施

#### 県内市町村

	都市名	無償化の実施状況
1	厚木市	R 6 年度から小・中学校で実施
2	南足柄市	R 6 年度から小・中学校で実施
3	大和市	第 3 子以降で給食費相当分（小・中学校）の助成を実施
4	大磯町	小・中学校で実施
5	中井町	小・中学校で実施
6	松田町	令和 5 年 3 学期実施。令和 6 年度は小・中学校で給食費の一部 助成を実施
7	箱根町	小・中学校で実施
8	二宮町	R 6 年度から中学校のみで実施
9	清川村	小・中学校で実施

#### 近隣市

	都市名	無償化の実施状況
1	町田市	令和 6 年度から町田市立小・中学校に通っている第 2 子以降の 児童・生徒の給食について対応（対象 約 7,700 世帯） * 中学生は現在選択制で、令和 6 年秋の全員喫食以降についても も対応予定
2	八王子市	令和 6 年 6 月補正で対応を検討中
3	東京 2 3 区	令和 6 年度からは 2 3 区すべてで実施

【提案・要望の担当】教育局学校給食課長 高尾 将治 042-769-8283

## 9 部活動の地域移行に向けた取組への支援

< スポーツ庁 >

### 提案・要望事項

部活動の地域移行が、部活動の在り方の大転換点であることに鑑み、移行に向けた取組及び移行後の継続的かつ安定的な運営への支援を十分に行うこと。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の事情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしている。

##### 本市の状況

- ・生徒数の減少により、競技等に必要な部員数の確保ができず、特に生徒数の少ない中山間地域の学校では、部活動の選択肢が少ない。
- ・子ども・保護者へのアンケート結果では、スポーツ・文化芸術活動の機会の確保に関するニーズが高い。
- ・部活動の地域移行に向け、検討を進めており、令和6年度から相模原市部活動地域移行審議会を立ち上げ、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会の確保に向けた検討を行う。

#### 課題

- ・部活動の地域移行に当たり、生徒や保護者からの理解、指導者となる人材や団体の確保や適切な研修、指導を希望する教師に適切な対価が支払われる制度設計などの整理が必要である。
- ・全ての生徒に義務教育におけるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、生活困窮世帯に対する支援が必要である。

課題の解決には、多大な財源の確保が必要である。

### 提案・要望の説明

本市の児童・生徒数は、昭和60年と比較すると、半数近くまで減少しており、部活動においては、生徒数の減少により競技に必要な部員数が確保できず、学校単位の活動が困難になっています。また、特に生徒数の少ない中山間地域の学校では、部活動の選択肢が少なくなっています。

令和4年7月に児童とその保護者に対してアンケート調査を行ったところ、希望するスポーツ・文化芸術活動が地域にあった場合、「やってみたい」と回答した児童は、86.5%と高い数値となっている一方で、多くの保護者が活動費の負担について「不安がある」と回答していることから、家庭の経済状況により、子どもの活動機会に格差が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、参加する地域クラブ活動により、家庭の負担に格差が生じないよう費用負担の在り方を示すなど、万全の措置を講じることを要望します。また、「令和5年度 市政に関する世論調査」において、中学校の部活動が地域のスポーツ・文化芸術活動となった場合に必要な費用

について「全て」または「一部」を公費で賄うべきとの回答が86.4パーセントであることから、地域の団体や人材による指導に伴う人件費及び事務費等について、自治体に新たな財政負担を強いることがないよう、十分な財政措置を講じることを要望します。

加えて、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においては、地域の実情に応じた取組を進めるとしてはいますが、各自治体における取組に大きな差異が生じることが考えられるほか、地域への移行に当たっては指導者となる人材や財源の確保等、課題も多くあることから、ガイドラインの改訂や先行事例の紹介、コーディネーターの配置支援に留まらず、学校の働き方改革や現行の自治体の実務を踏まえた上で、生徒の視点に立った支援を継続的に検討し、持続可能な制度設計に取り組むことを要望します。

## 参 考

### 休日の部活動の地域移行に向けた取組などの状況

#### 本市の現状

- ✓ 児童・生徒数の減少 1985年：89,354人→2023年：49,491人



・1校当たりの生徒数が減少  
・競技に必要な部員数の確保が困難



学校単位の  
部活動に課題

- ✓ 中山間地域の学校における部活動の選択肢



・中山間地域の学校に在籍する生徒は、3～6部活動から選択（都市部は、17～19部活動の選択肢）



生徒の選択肢の  
確保が必要

- ✓ 教師の業務負担（R6.2月実施「教職員部活動アンケート」結果より）

【部活動が要因の時間外在校等時間（通常業務は除く多い月）】

45時間以上	25～45時間	5～25時間	0～5時間
14.7%	33.9%	42.8%	8.6%



学校単位の部活動における負担を減らす必要がある。

#### 地域移行に当たっての本市の課題

- ✓ 子どものニーズ・保護者の不安

（R4.7月実施「小学校5・6年生児童及び保護者対象アンケート」より）

- ・（児童）地域に希望するスポーツ、文化芸術活動があったら

やりたい（どちらかといえばやりたい）：86.5%

- ・（保護者）地域の活動となった場合の心配なことは

活動への協力：86.5% 活動費の負担：41%

- ✓ 受益者負担の在り方（「令和5年度 市政に関する世論調査」より）

- ・部活動が地域のスポーツ・文化芸術活動となった場合に必要な費用について

公費のみ	公費と家庭の両方	家庭のみ	未回答
39.5%	46.9%	9.8%	3.8%
86.4%			

#### 【提案・要望の担当】

教育局学校教育課 学校教育部学校教育課長

三谷 将史

042-769-8284

# 10 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設

< 厚生労働省 >

## 提案・要望事項

「墓地、埋葬等に関する法律」に地方公共団体の火葬場の新設及び既存施設の拡充に対する国の財政支援を定めた上で、国庫補助制度として火葬場整備事業費補助制度を創設すること。

## 現状と課題

### 現状

国の状況

- ・火葬場整備に係る国からの補助制度はない。

本市の状況

- ・新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっており、増加する火葬需要への対応を検討している。

### 課題

- ・全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっている。

## 提案・要望の説明

全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっています。

そのような中、地域社会にとって必要不可欠である下水道、ごみ処理施設等に対しては、整備費補助等の国庫補助施策等が講じられているにもかかわらず、同様に必要不可欠な施設である火葬場の整備に対しては国庫補助施策等がなく、これに特化した起債制度や交付税措置もありません。

火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体とされていることから、その整備費が地方財政にとって大きな負担となっています。

こうしたことから、国庫補助制度として、火葬場の新設及び既存施設の拡充に係る整備事業費補助制度を創設することを要望します。

## 参 考

### 各法の国庫補助制度に係る規定の有無

#### 水道法

(国庫補助)

第四十四条 国は、水道事業又は水道用水供給事業を営する地方公共団体に対し、その事業に要する費用のうち政令で定めるものについて、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができる。

#### 下水道法

(公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助)

第三十四条 国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第四条

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

前二項の責務 = 適正な処理に係る市町村の努力義務、適正な処理に係る都道府県の努力義務

#### 墓地・埋葬等に関する法律

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

**国からの財政的支援の条文はない。**

### 整備費の財源内訳

#### 下水道施設

補助対象事業費	国費 1 / 2	市費 1 / 2
		(起債充当率 100%)

#### ごみ処理施設

補助対象事業費	国費 1 / 3	市費 2 / 3
		(起債充当率 90%) (一般財源 10%)
市単独事業費	(起債充当率 75%)	(一般財源 25%)

【提案・要望の担当】 市民局区政推進課斎場準備室長 金子 大介 042-707-7025

# 1 1 保育所の待機児童解消に向けた財政措置

< こども家庭庁 >

## 提案・要望事項

- 1 待機児童の解消に向け、必要な保育量を提供していくために不可欠な保育士の確保を図ることができるよう、更なる処遇改善のための財政措置を講ずること。
- 2 1歳児の運営費をより充実させる財政措置を講ずること。
- 3 使用済みおもむつの処分費用に対する財政措置を講ずること。

## 現状と課題

### 現状

#### 国の状況

- ・令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備すること等を示した「新子育て安心プラン」が取りまとめられており、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するとしている。
- ・使用済みおもむつについて、園で廃棄している割合 91.9%

#### 本市の状況

- ・就学前児童数は前年に比べ減少したものの、女性の就労増加などから、本市における保育所等の利用申込者数は近年増加傾向にある。
- ・令和6年度は、認定こども園の保育枠の拡大、認可保育所から認定こども園への移行などにより、待機児童が前年の15人から7人に減少している。
- ・近年の保育所の大幅な新設・増設により、保育士不足が深刻化しており、保育施設の整備とともに、今後は保育士の確保を積極的に進める必要がある。
- ・隣接する東京都とは地域区分差によって施設運営費収入に格差が生じている。
- ・本市では保育士の処遇向上を図るため、市単独の助成（月額2万1千円）を実施している。また、市総合就職支援センター内に「保育士等就職支援コーディネーター」を配置し、窓口での就職相談や就職支援セミナーの開催など、潜在保育士などの就職支援を実施している。
- ・使用済みおもむつについて、令和5年8月に実施した調査では、74.1%の施設が園での処分を実施しており、この内、7割以上の園は、処分費について保護者負担を求めず、園の運営費の中で負担していた。この結果等を踏まえ、本市においても神奈川県が新たに創設した補助制度を活用し、令和5年度から使用済みおもむつの処分費用に対する財政支援を開始した。

### 課題

- ・保育士の不足により、定員まで児童の受け入れができない園があり、保育需要の高まりがあるながらも、必要な保育量の確保ができない可能性がある。
- ・使用済みおもむつの処分費用に係る財政支援については、県の補助制度を活用して実施していることから、県の補助制度が終了した場合における財源の確保、財政支援の継続が不透明である。

## 提案・要望の説明

待機児童解消は喫緊の課題であり、本市では、様々な手法を用いて待機児童の解消に向けた取組を進めておりますが、保育需要は今後も増大すると見込まれます。



保育士の処遇改善につきましては、キャリアアップと連動した新たな仕組みが導入されましたが、引き続き都市部を中心に地方独自の上乗せが行われており、保育士の確保に関し自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にあります。

今後も女性の就労者が増えること等に伴い、保育ニーズが高まり、よりいっそうの保育士不足が懸念されます。そのため、各地方公共団体の独自施策によらず保育人材の確保ができるように、処遇改善のための更なる財政措置を講ずるよう要望します。

さらに、待機児童の年齢は、多くの保護者が育休から仕事に復帰する1歳児の割合が高い一方で、0歳児の補助額と比較すると1歳児の運営補助が少ないことから、保育所側が1歳児よりも0歳児を受け入れる傾向があります。

これを改善し、待機児童の効果的な解消を進めるため、1歳児の運営費をより充実させる財政支援を要望します。

また、国において園での使用済みおむつの処分が推奨されたこと等を踏まえ、本市においても令和5年度から県の補助制度を活用し、処分費用に対する財政支援を開始したところですが、既に多くの園において処分が行われている状況を踏まえると、使用済みおむつの処分に係る費用は、基本的な園の運営経費に該当するものと考えられます。このため、国において処分費用に対する、公定価格に基づく全国的な財政支援を要望します。

## 参 考

### 保育士に対する加算制度

自治体名	対象者	金額（保育士一人当たり）
神奈川県	無し	-
横浜市	国の処遇改善等加算の対象人数を超えて在籍する勤務年数7年以上の職員	月額40,000円
川崎市		月額40,000円
相模原市	認可保育所等の常勤保育士	月額21,000円

### 待機児童推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	人数	8	4	3	15	7
	前年度比	0	4	1	12	8

### 就学前児童、利用申込者、利用申請率の推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前児童数	人数	31,307	30,181	29,457	28,468	27,262
	前年度比	(976)	(1,126)	(724)	(989)	(1,206)
利用申込者数	人数	13,916	13,885	14,073	14,327	14,417
	前年度比	(510)	(31)	(188)	(254)	(90)
利用申請率	申請率	44.45%	46.01%	47.77%	50.33%	52.88%
	前年度比	(2.92%)	(1.56%)	(1.76%)	(2.56%)	(2.55%)

【提案・要望の担当】 こども・若者未来局保育課長 佐藤 泰弘 042-769-8341

## 1 2 小児医療費に係る全国一律の助成制度の創設

< こども家庭庁 >

### 提案・要望事項

子育て支援策として、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、全国どこでも同じ制度の下に安心して医療を受けられる子どもの医療費助成制度を創設すること。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・「次元の異なる少子化対策」を掲げ、子ども・子育て政策を最重要政策として位置付け、具体的施策の検討を進めている。
- ・令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」では、医療費等の負担軽減における地方自治体の取組への支援として、「おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。」と記載され、令和6年度から、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置が廃止された。

##### 本市の状況

- ・本市の小児医療費助成事業は平成7年10月に県・市町村の協調事業として開始された。
- ・本市では、平成30年10月から、通院・入院ともに中学校3年生までを対象に、1歳以上は所得制限あり、小学生までは一部負担金「なし」、中学生は通院1回500円（養育者が市民税所得割・均等割ともに非課税の場合は「0円」）として実施している。
- ・令和6年8月から対象年齢を高校生世代まで拡大し、中学生までの養育者の所得制限を撤廃し、一部負担金は、引き続き、中学生以上は通院1回500円（養育者が市民税所得割・均等割ともに非課税の場合は「0円」）として実施する。
- ・令和5年度から、神奈川県の小児医療費助成事業の補助金交付対象年齢が小学校6年生まで拡大し、令和6年度から、神奈川県の小児医療費助成事業の指定都市の補助率が3分の1に引き上げられた。

#### 課題

- ・他の指定都市において都道府県から指定都市への補助金の有無や率、自己負担額の有無や対象年齢など助成要件・内容が異なり、住んでいる地域によって子どもの医療に関する助成内容に差異が生じている。
- ・県内各市町村においても少子化が一層進行する中、子育て支援の充実を図るため独自に制度の拡充が行われ、県と県内各市町村の制度間で対象年齢や所得制限等の相違が生じている。

## 提案・要望の説明

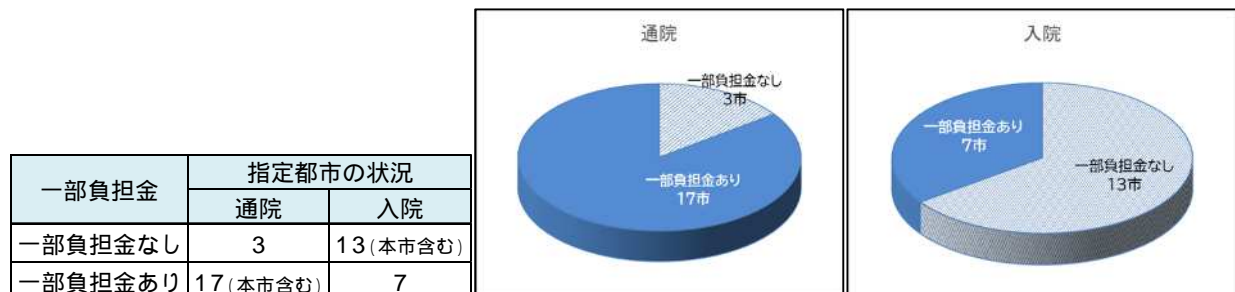
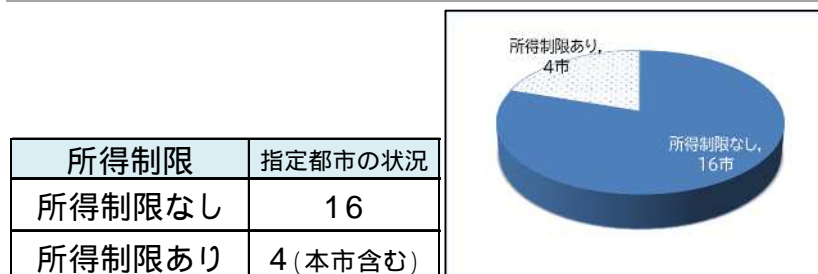
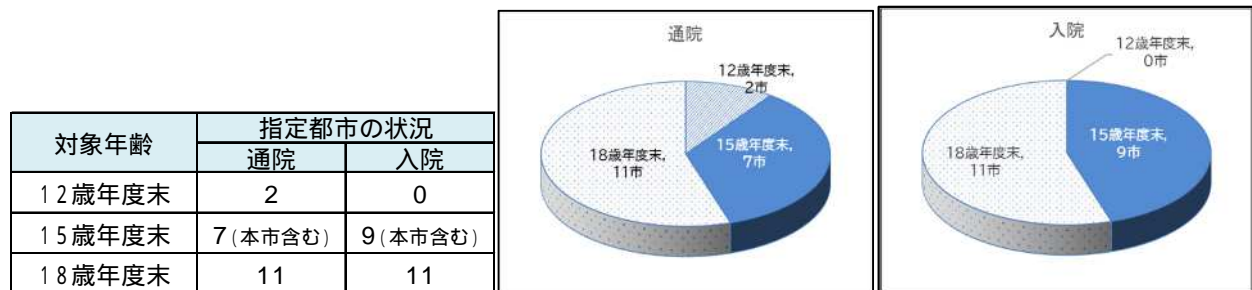
子ども医療費助成制度は、各地方公共団体がそれぞれに制度設計をしていることから、対象年齢や自己負担額などが異なり、住んでいる地域で助成内容に差異が生じています。

子育て支援策として、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に医療を受けられる助成制度が必要です。

こうしたことから、安心して子どもを産み育てる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方公共団体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な医療費助成制度を創設することを要望します。

## 参 考

### 指定都市における小児医療費助成制度の実施状況（令和5年12月現在）



### 【提案・要望の担当】

こども・若者未来局子育て給付課長

金井 理代

042-704-8908

# 13 児童養護施設における小規模グループケア加算の経過措置期間の延長及び施設職員の人材確保のための支援

<こども家庭庁>

## 提案・要望事項

地域の実情に合わせ児童養護施設の小規模化等を進めるため、措置費における小規模グループケア加算の経過措置期間を延長するとともに、職員の定着を図るため、児童養護施設の職員について社会的養護処遇改善加算等の増額を行うこと。

## 現状と課題

### 現状

#### 国の状況

- ・平成17年に児童養護施設等において小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため「小規模グループケア実施要綱」を定めるなど施設の小規模化を図る取組を進めている。
- ・令和元年に要綱改正があり、児童養護施設のケア単位の定員を8人から6人に引き下げ、令和6年度末までは、経過措置として対象施設を小規模グループケア加算の対象とすることとした。
- ・平成29年より、民間児童養護施設の人材確保と育成を図ることを目的に、社会的養護処遇改善加算が行われている。

#### 本市の状況

- ・本市の児童養護施設のうち小規模グループケア加算を受けている1施設は、平成26年度に1ユニット8人の施設として開設した施設である。老朽化等に係る課題はなく、小規模化を行うためには、定員を減少するか、本体施設の外に新たな小規模ユニットを建設する必要がある。
- ・本市の社会的養育を支える各機関において、人材の確保が困難な状況がある。特に、児童養護施設においては、施設職員の離職により、経験豊富な人材の定着が難しく、速やかに小規模化及び地域分散化に要する人材を確保することが困難な状況にある。
- ・児童虐待通告件数等は、増加傾向にあり、児童養護施設の定員を減じることは、本市の社会的養育にとって大きな打撃となる。

### 課題

- ・児童養護施設への措置が必要な児童が増加している中で、児童養護施設への措置が行えず、一時保護期間が長期化している状況にある。児童養護施設の定員をさらに減少させないよう小規模化を進めるためには、なお時間を要する。
- ・定員を維持しながら施設の小規模化を行うためには、児童を十分にケアすることができる児童養護施設の職員の確保が欠かせない。都市部の児童養護施設は人材難の課題を抱えており、十分な人員体制を構築するには職員の処遇改善等を図るための財政的支援が必要である。

## 提案・要望の説明

現在、措置費における小規模グループケア加算の経過措置の対象となっていることから、児童のケアを行う人材が確保できている状況ですが、更に小規模化を図らなければ、この加算を受けることができず、人材はもとより、現状のケアにも支障が生じることが懸念されます。

このようなことから、小規模グループケア加算の経過措置を「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月30日付け、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における推進期間である令和11年度末までに延長することで、その間に施設職員の人員を確保し着実に小規模化が進められるよう要望するものです。

併せて、施設の小規模化等による十分な児童のケアのため、現在離職者が多い児童養護施設の職員を確保するために、その処遇改善が図れるよう社会的養護処遇改善加算等の増額を行っていただくよう要望します。

## 参 考

### 児童虐待相談 把握人数状況

(単位:人)

所管課名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子育て支援センター	1,022	1,093	1,077	1,385
児童相談所	1,502	1,596	1,896	1,785
合計	2,524	2,689	2,973	3,170

### 児童養護施設の状況

施設名	定員	施設概要	備考
中心子どもの家	50人	12人×2ユニット、13人×2ユニット	平成10年開設
相模原南児童ホーム	45人	8人×3ユニット、7人×3ユニット	平成26年開設
合計	95人		

本市の措置児童数は、令和5年3月は130人、令和6年3月は125人となっている。

市内の児童養護施設への入所ができない児童は、神奈川県等との協定により、県所管の児童養護施設等へ児童の措置等を行っているが、当該協定による定員数は、令和6年度までに原則返還しなければならない。

#### 【提案・要望の担当】

こども・若者未来局こども家庭課長 中嶋 雅樹 042-769-9811

## 1 4 農業及び畜産業経営に対する財政支援

< 農林水産省 >

### 提案・要望事項

- 1 農家及び畜産農家の経営安定に向け、肥料、飼料、資材、燃料などの価格高騰に対する支援を継続して実施するとともに、制度構築・運用に当たっては、活用しやすい仕組みとすること。
- 2 「配合飼料価格安定制度」については、価格が継続して高止まりする状況下において、長期間継続的に十分な補填が受けられる制度への見直しを図ること。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・「肥料価格高騰対策事業」は、化学肥料の低減を進める「地域の取組」として、地域計画書を作成した地域協議会に対して、その取組に必要な掛かり増し経費の1/2を交付(上限500万円)
- ・畜産農家の実負担額増加を抑制するための「配合飼料価格安定制度」に対して、令和4年度第3四半期及び第4四半期に緊急対策事業として補填金を交付(第3四半期:6,750円/トン、第4四半期:8,500円/トン)。令和5年度第1四半期からは「新たな特例」(基準価格の算定期間の延長、補填額の上限の設定)を設けた(第1四半期:7,050円/トン、第2四半期:5,250円/トン、第3四半期:1,050円/トン)。「新たな特例」は発動期間が連続3四半期までであるため、第4四半期は発動なし。

##### 本市の状況

##### 令和5年度の実施状況

- ・肥料:年15万円以上販売した農家の肥料及び農業用資材購入費に対し、価格上昇分を給付金として支給した(給付総額34,101千円、給付件数197件)
- ・飼料:相模原市畜産振興協会の会員の内、全対象者に飼育頭数に応じて給付金を支給した(給付総額78,138千円、給付件数28件)

#### 課題

- ・国の対策事業は、肥料・施設園芸については、化学肥料低減に取り組む地域協議会での地域計画書の作成が条件にあり、緊急的な支援を必要としている農家には活用しづらく、また、短期間での取組が困難なことから、農家等は支援が受けられず、経営状況がより厳しくなる。
- ・配合飼料価格安定制度は緊急対策事業及び新たな特例により、一時的には補填がされるものの、価格の高止まりが長期間で継続する場合は、十分な補填が受けられないことから、畜産農家はさらに厳しい状況になる。牧草については、同様の価格安定制度はない。
- ・畜産農家は高騰した費用を商品(牛乳、鶏卵、肉等)に十分に価格転嫁できていないことから、経営が厳しい状況が継続している。





## 提案・要望事項

認定新規就農者の定着を図るため、経営開始資金の交付期間を現状の3年間から、当該認定新規就農者が作成する青年等就農計画の計画期間（5年間）と同等の期間に延長すること。

## 現状と課題

### 現状

#### 国の状況

- ・令和4年度の制度見直しにより、新たに経営を開始する認定新規就農者に対する資金（150万円/年）の交付期間が5年から3年に変更された。また、経営初期の機械・施設等の導入に対する支援策である「経営発展支援事業」（補助対象事業費上限1,000万円）が創設された。

#### 本市の状況

- ・近年、認定新規就農者の人数は増加傾向にあるものの、新規就農後の定着を図っていくためには、経営開始後一定期間の支援が必要である。

### 課題

- ・青年等就農計画の3年目終了時点では、経営発展の途上であり、安定的な経営に至っていない者が見受けられる。
- ・本市を含む都市部では、小規模な農地で生産している農業者が多く、経営発展支援事業が想定するような大規模な機械・施設等導入を経営初期に行う認定新規就農者は少ない。
- ・認定新規就農者が営農困難に陥らないよう支援が必要である。

## 提案・要望の説明

本市の農業を取り巻く環境については、農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣による農産物被害に伴う農業者の営農意欲の減退などにより、経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進むなど、大変厳しい状況にあります。そのため、これからの農業を支えていく新たな担い手の確保・育成が重要であり、青年等の就農を促進し、定着を図るためには、経営初期からの継続的な支援により経営の安定化を図ることが必要です。

本市においては、小規模な農地が多く規模拡大が容易ではない地理的状況から、就農後すぐに農業所得を向上させることは困難です。認定新規就農者についても、経営開始資金を受けながら徐々に経営規模を拡大している者がほとんどであり、経営開始資金の交付終了後にあたる青年等就農計画4年目の段階では、安定的な経営に至っている者は少数です。そのため、認定新規就農者が営農困難に陥らないよう、改めて支援制度の見直しを図ることを要望します。



## 参 考

地域別・年度別新規就農者数(H22～)

単位:人

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	計
相模原	2	1	5	9	5	6	9	4		1		7	5	9	63
城 山	1	1		2					1	1		2		1	9
津久井	2	2		2	7	4	1	3	3		2	1	1	1	29
相模湖	2			3		3	2	2	1		1		3	1	18
藤 野	1	1	2		1		2	1		1		1			10
計	8	5	7	16	13	13	14	10	5	3	3	11	9	12	129

新規就農者…利用権設定等をして就農している農業者

(R6.3.31現在)

世代別内訳(就農時、H22～)

単位:人

	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	計
新規就農者数	16	31	35	14	24	9	129
割合	12.4%	24.0%	27.1%	10.9%	18.6%	7.0%	100%

新規就農者育成総合対策経営開始資金交付対象者

(H24～H28青年就農給付金事業、H29～R3農業次世代人材投資事業経営開始型)

	交付決定時の状況				
	対象者数	20代	30代	40代	備 考
H24年度	1件 (2人)	-	2人	-	うち夫婦1組
H25年度	6件 (7人)	1人	3人	3人	うち夫婦1組
H26年度	4件 (5人)	2人	-	3人	うち夫婦1組
H27年度	3件 (4人)	1人	3人	-	うち夫婦1組
H28年度	-	-	-	-	
H29年度	1件 (1人)	-	1人	-	
H30年度	1件 (1人)	-	1人	-	
R元年度	1件 (1人)	-	1人	-	
R2年度	1件 (1人)	-	-	1人	
R3年度	3件 (4人)	-	1人	3人	うち夫婦1組
R4年度	3件 (3人)	-	2人	1人	
R5年度	3件 (3人)	-	-	3人	
計	27件 (32人)	4人	14人	14人	

相模原地域 12件 (14人)

津久井地域 15件 (18人)

【提案・要望の担当】環境経済局農政課長 佐藤 洋一 042-769-9233

# 1 6 農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の 拡充

< 農林水産省、林野庁 >

## 提案・要望事項

- 1 農地及び農林業用施設の災害復旧事業を円滑に進めるため、被害の状況や規模に応じて、国への被害報告期限を緩和すること。なお、国の報告期限の緩和が困難な場合、被害報告期限後に確定した被災箇所の復旧に必要な新たな補助制度等を創設すること。また、令和元年東日本台風における災害については、現在も復旧していない状況であることに鑑み、特例として災害復旧事業として採択できるよう、制度の見直しを行うこと。
- 2 地方公共団体が行う農林業災害復旧に係る被害調査、報告に対する人的支援について、既存の制度を更に充実・強化すること。
- 3 被害の状況や規模等から地方公共団体による復旧が困難な場合における、国直轄事業の制度を創設すること。

## 現状と課題

### 現状

#### 国の状況

- ・「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく制度を活用するためには、災害発生から1か月以内に被害確定報告書を提出することを求めている。

#### 本市の状況

- ・小規模災害については森林環境譲与税、及び一般財源を活用して順次、復旧事業を実施しているが、大規模災害については多額の予算を必要とすることから、復旧に時間を要している。

### 課題

- ・大規模被害については多額の予算を必要とし、国費等の特定財源の確保が必要である。
- ・林道周辺は、急峻な土地が多いなど、地理的、地形的条件が厳しいこと、また地方公共団体は、避難所の開設など住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復が最優先課題であること等から、全ての農地及び農林業用施設の被害を期限内に報告することはもとより、被害状況や規模によっては、地方公共団体で復旧事業を実施すること自体が困難である。
- ・被害確定報告書を期限内に提出できなかった令和元年東日本台風については、代替できる支援制度が無く、早期復旧を進める上で支障となっている。

## 提案・要望の説明

令和元年に発生した東日本台風の影響による損害は計り知れないものがあり、農地や農道・林道等の農林業用施設も甚大な被害を受けました。

農地や農道等は我が国における食料の安定供給と食料自給率の持続的な確保のために欠くことのできない基盤であり、また、林道等は森林整備のみならず、森林資源の循環利用による脱炭素社会の実現、さらには国民の生命、財産を守る、治山・治水といった国土保全の取組の基盤となる重要な施設であることから、公共土木施設等と同様に、復旧が不可欠なものになります。

加えて、近年は記録的な自然災害が全国各地で多発するなど、気候変動の影響等による自然災害の激甚化、頻発化が顕著であることから、被災箇所が更なる被害を受けないためにも、災害復旧を着実かつ早期に実施することが重要となっているところです。

現在、地方公共団体では、「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」等による補助制度を活用し、農地及び農林業用施設の災害復旧に取り組んでいますが、この制度を活用するためには、災害発生から1か月以内に被害を確定し、国に報告する必要があります。

しかしながら、特に林道周辺は、急峻な土地が多いなど、地理的、地形的条件が厳しいこと、また地方公共団体は、避難所の開設など住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復が最優先課題であること等から、全ての農地及び農林業用施設の被害を1か月以内に調査し、報告することはもとより、被害状況や規模によっては、地方公共団体で復旧事業を実施すること自体が困難な状況です。

また、国の補助制度を活用できない場合、地方公共団体は一般財源等により農林業に係る災害復旧事業を実施することとなり、財政的に大きな負担となることから、農地及び農林業用施設の着実かつ早期復旧を進める上で支障となっています。

こうしたことから、被害の状況や規模に応じて、国への被害報告期限を緩和することを要望します。なお、国の報告期限の緩和が困難な場合、被害報告期限後に確定した被災箇所の復旧に必要な新たな補助制度等を創設するよう要望します。また、令和元年東日本台風災害における災害については、現在も復旧していない状況であることに鑑み、特例として災害復旧事業として採択できるよう、制度の見直しを要望します。

併せて、地方公共団体が行う農林業災害復旧に係る被害調査、報告に対する人的支援に関して、既存の人的支援制度を更に充実・強化するよう要望します。

また、被害の状況や規模等から地方公共団体による復旧が困難な場合における、国直轄事業の制度等を創設することを要望します。

## 参 考

### 令和元年東日本台風被災状況



【提案・要望の担当】	環境経済局森林政策課長	石田 真也	042-780-5270
	環境経済局農政課長	佐藤 洋一	042-769-9233

# 17 リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）を中心とした「暮らしを変える先端技術の拠点」の実現に向けた環境整備への支援

< 経済産業省・総務省・国土交通省 >

## 提案・要望事項

- 1 次世代通信技術導入の推進地域（デジタル変革推進先導区域）として、リニア駅周辺地域を位置付けるにあたり、デジタルインフラの設置事業者を支援すること。
- 2 MaaS など次世代交通サービスやその他先端技術に係る研究開発や実証実験を財政面や規制緩和等のソフト面で支援すること。
- 3 ロボット活用を前提とした環境（ロボットフレンドリー環境）を構築しようとする自治体や事業者を支援すること。

## 現状と課題

### 現状

#### 国の状況

- ・通信事業者と共に、次世代通信技術の研究開発を進めるなど、デジタルインフラの整備を進めるとともに、リニア中央新幹線の整備計画やロボットフレンドリーな環境構築を推進している。
- ・「リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議」を開催し、中間駅が設置される自治体と意見交換を行っている。

#### 本市の状況

- ・リニア駅設置を見据え、令和5年11月に策定した「相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン」において、ロボットや航空宇宙などの次世代技術が集まる先端技術の拠点を形成することやオープンイノベーションの推進、ベンチャー・スタートアップ企業誘致の取組等により、イノベーションが生まれる環境を形成することを方針として掲げている。
- ・神奈川県や鉄道事業者等と「ロボット実装に向けた検討チーム」を立ち上げ、ロボットあふれる未来を象徴するまちの実現に向けた議論や「リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省会議」への神奈川県の参画に伴い、県に対して情報提供等を行っている。

### 課題

- ・デジタルインフラの整備が進んでおらず、先端技術への転用が進んでいない。
- ・次世代交通サービスや先端技術の開発には、多額の費用が伴うため、財政面での支援が必要となる。
- ・人口減少による労働力不足が進む中、生産性の向上や市民生活の利便性を高めるロボットなどの活用が進んでいない。

## 提案・要望の説明

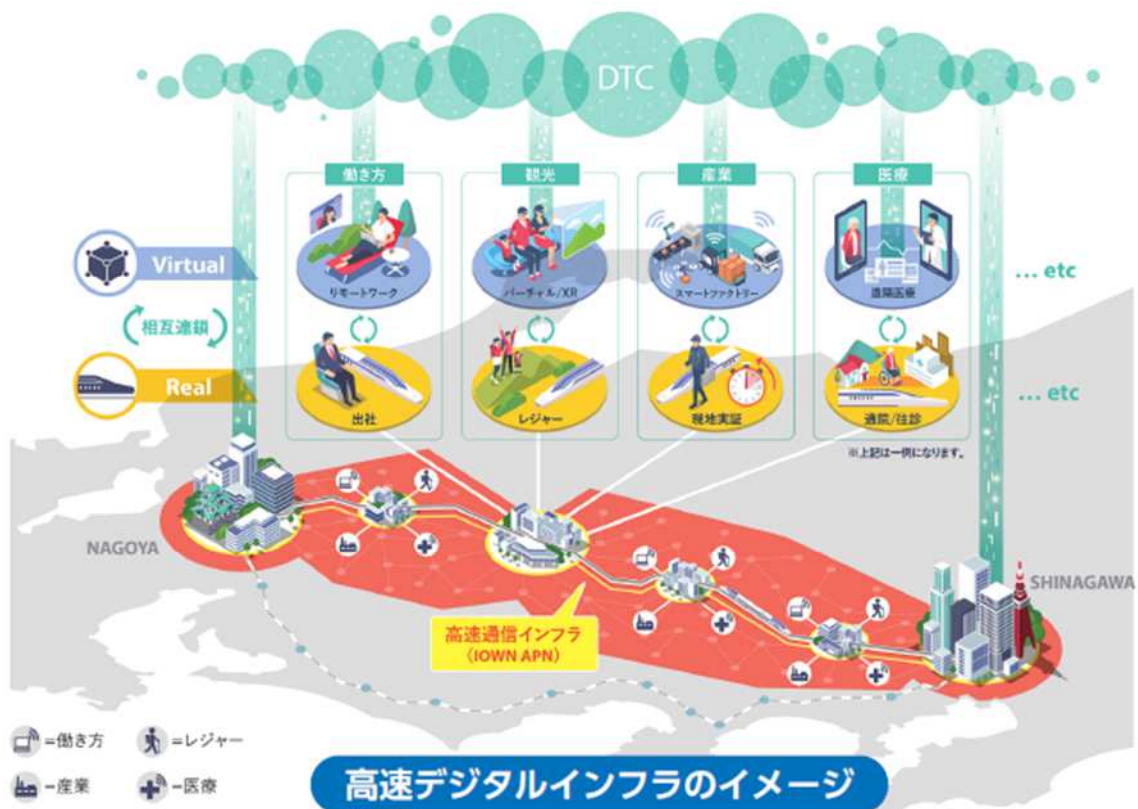
本市では、関係者と共に、リニア駅周辺まちづくりにおける土地利用の方針等をまとめた「相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン」を策定し、まちづくりの方向性や将来像として、土地区画整理事業等の対象区域を先端技術の拠点とすることとしています。

リニア駅周辺を中心に先端技術の拠点づくりをコンセプトとしたまちづくりに取り組むにあたっては、国が参画しているリニア中間駅(4駅)を中心とする地域活性化に関する検討委員会で提言する先進的なデジタルインフラの整備が推進されるよう、設置事業者等への支援を要望します。

また、開発には多額の費用を要することや、ロボット等を導入しようとする施設がデジタル対応していないなどの課題があることから、リニア中央新幹線からの二次交通手段として、MaaSなど次世代交通サービスに係る研究開発や実証実験などに対する支援を充実させるとともに、ロボット導入等が進むようロボット活用を前提とした環境(ロボットフレンドリー環境)を構築しようとする自治体や事業者への支援を要望します。また、自動配送など、その他の先端技術開発についても、研究開発や実証実験などに対する支援を要望します。

## 参 考

### デジタルインフラのイメージ



リニア中央新幹線中間駅を核とする「新たな広域中核地方圏」の形成(概要版)  
(リニア中間駅(4駅)を中心とする地域活性化に関する検討委員会)

### 【提案・要望の担当】

環境経済局産業支援・雇用対策課長

草薙 格

042-707-7154

都市建設局リニアまちづくり課長

佐藤 直樹

042-707-7047



# 18 中小企業のDX化促進に取り組む地方自治体への財政支援

< 経済産業省 >

## 提案・要望事項

中小企業のDX化を促進し、市内産業の持続的な発展や強固な産業集積基盤の形成を図るため、あらゆる企業を対象とした、人材育成やロボット、IoT等の設備投資に対する地方独自の取組に対する財政支援を行うこと。

## 現状と課題

### 現状

#### 国の状況

- ・国においては、革新的な製品やサービスの開発や生産性の向上に向けたプロセス等の省力化に必要な設備投資に取り組む中小企業向けの支援として「ものづくり補助金」を設けており、今後成長の見込まれる分野の補助上限額や補助率の引き上げを行う等、状況にあわせた拡充にも取り組んでいる。

#### 本市の状況

- ・令和3年度と令和4年度には、ポストコロナ時代における自動化や非接触化を図る事業者の支援として、ロボットやAI、IoTを活用した設備投資やシステム構築に係る経費に対する補助事業を実施したほか、先進事例等を紹介する「DX化推進フォーラム」を開催した。
- ・令和5年度以降は、「DX促進支援事業」として、デジタル人材育成や企業の意識啓発を目指し、ITパスポートの取得講座や市内におけるDX化に取り組む企業の先進事例等を紹介する「DX化推進フォーラム」の開催等に取り組んだ。

### 課題

- ・本市における人材育成や意識啓発が成熟し、中小事業者が具体的に取組みを始める際に、市や地域の支援団体が事業者に寄り添い取り組むための財政支援メニューが必要になる。
- ・国の補助メニューには補助金額の下限や給与支給額の増加など基本要件が設けられており、経営基盤の小さな企業が小規模な設備投資を行う場合や試行的な取組を行う場合等に補助制度が利用しづらい状況となっている。

## 提案・要望の説明

本市は昭和29年の市制施行以来、工場誘致条例を制定し、積極的な工場誘致に取り組んだ結果、相次いで大企業の進出が始まり、それに付随した関連の中小企業が市内に工場を開設し、工場が集積されてきました。現在においても、ロボットや航空宇宙関連企業をはじめとしたリーディング産業の集積に取り組んでおり、全国でも有数の内陸工業都市として発展してきました。そうした経過から、本市においては中小のものづくり企業が多く存在し、市内の産業を支えています。

そうした企業のDX化の促進については、企業によって異なっており、どのように取組を始めるとよいか分からないという企業も多くあります。そのため、DX化に向けた大規模な設備投資へ

の前段階として、人材育成や小規模な設備投資等、地域の実情にあった支援が提供できるよう、財政支援を要望します。

## 参 考

### 令和3年度、4年度の市補助事業の実施状況

#### 令和3年度 ロボット・A I ・ I o T活用D X化促進支援補助金

ポストコロナ時代における自動化や非接触化を図る事業者を支援するため、ロボットやA I、I o Tを活用した設備投資・システム構築に係る経費の一部を補助した。

対象事業：製造、医療、物流、飲食、サービス業等の現場へロボット・A I ・ I o Tを導入する事業。ただし、相模原市内の中小企業に発注する事業に限る。また、既存の機械装置やシステムに、導入した機器やソフトウェアが連携して機能することで事業計画を達成できる事業に限る。

対 象 者：相模原市内に事業所を有する事業者

対象経費：機械装置、システム等導入費、委託費、専門家経費等

補 助 率：中小企業2 / 3以内、大企業1 / 2以内

補助金額：最大1,000万円

補助実績：5事業者に対し、約4,600万円を交付

#### 令和4年度 D X化促進支援補助金

令和3年度に引き続き補助事業を実施したが、事業者が実施する内容に応じて補助制度を利用しやすくするため、新たな補助区分を設け、補助金の名称も改称した。

補助区分 チャレンジコース【新設】

対象事業：機械装置、システムの導入のみで事業計画を達成できる事業

補助金額：最大300万円

補助実績：5事業者に対し、約400万円を交付

補助区分 ステップアップコース【既存】

対象事業：既存の機械装置やシステムに、導入した機器やソフトウェアが連携して機能することで事業計画を達成できる事業

補助金額：最大1,000万円

補助実績：4事業者に対し、約2,500万円を交付

その他、補助率や補助対象者は、令和3年度事業と同様

#### 【提案・要望の担当】

環境経済局産業支援・雇用対策課長

草薙 格

042-769-9255

# 19 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備

< 国土交通省 >

## 提案・要望事項

- 1 国道16号の効果的な渋滞対策の実施など、一般国道(指定区間)の機能強化を早期に図ること。
- 2 圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号及び津久井広域道路の整備について、十分な財政措置を講ずること。

## 現状と課題

### 現状

#### 国の状況

- ・平成25年 1月18日 主要渋滞箇所特定結果公表(国道16号鶴野森交差点等)
- ・平成28年~平成31年 国道16号町田立体(本線部・ランプ部)開通
- ・令和 3年 4月13日 原当麻第一踏切道(県道52号)が踏切道改良促進法第3条第1項に基づく「改良すべき踏切道」に指定。

#### 本市の状況

- ・国道16号沿道では、リニア中央新幹線駅の設置や相模総合補給廠の一部返還による橋本駅・相模原駅周辺のまちづくりが進展
- ・県道52号では、災害拠点病院である北里大学病院周辺とJR相模線立体交差箇所で開催中
- ・津久井広域道路については、市道沼荒久根小屋金原から県道513号までの約1.0kmの区間において事業中

### 課題

- ・国道16号及び県道52号では主要渋滞箇所が多数存在し、慢性的に渋滞が発生している。
- ・道路交通渋滞は、時間的・経済的損失を引き起こすとともに、都市活動や生活環境に悪影響をもたらす。
- ・橋本駅・相模原駅周辺やインターチェンジ周辺のまちづくりを行う上で、国道16号の機能強化やインターチェンジアクセス道路の整備における広域交通ネットワークの強化は必要不可欠である。

## 提案・要望の説明

### 1 一般国道(指定区間)の機能強化

国道16号は、「東京環状」とも呼ばれ、横浜市、相模原市、八王子市、さいたま市、千葉市など主要な都市を結ぶ重要な道路ですが、本市内においては主要渋滞箇所が多数存在しております。圏央道の完成に伴い、交通量は減少傾向にありましたが、八王子バイパスの無料化や町田立体の開通により、再び増加傾向となっており、特に鶴野森交差点付近へ渋滞箇所が移行している状況が見られます。また、国道16号に近接する橋本駅周辺のまちづくりにおいても交通渋滞が課題となっております。

このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国道16号の効果的な渋滞対策の実施など、一般国道(指定区間)の機能強化を早期に図るよう要望します。



## 2 インターチェンジへのアクセス道路の整備推進

本市では、圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号(相模原愛川 IC 接続)や津久井広域道路(相模原 IC 接続)の整備を進めております。

県道52号や津久井広域道路の整備を行うことにより、圏央道へのアクセス性の向上による民間企業の投資を促進するなど、圏央道のストック効果の更なる向上が期待されます。

これらの事業については、社会資本整備総合交付金及び踏切道改良計画事業補助において支援をいただいておりますが、早期完了に向けて事業を推進していくためには、国による力強い支援が不可欠であることから、財政支援の充実を要望します。

## 参 考



### 【提案・要望の担当】

都市建設局土木部道路計画課長	中村 陽	042-769-8373
都市建設局土木部道路整備課長	齋藤 直樹	042-769-8360
都市建設局リニアまちづくり課長	佐藤 直樹	042-707-7047

## 20 広域交流拠点の形成に向けた財政的支援等の拡充

< 国土交通省 >

### 提案・要望事項

#### 1 橋本駅周辺整備推進事業について

土地区画整理事業及び周辺の街路整備事業について、十分な予算措置を講ずること。

#### 2 相模原駅周辺まちづくり事業について

相模原駅周辺地域について、今後、まちづくりを進めていく上で、都市基盤整備や既存在来線鉄道駅の改良なども想定されることから、具体化にあたっては国の公共事業関係費枠の優先配分による財政的な支援を行うこと。

#### 3 小田急多摩線の延伸について

都市鉄道等利便増進法の事業スキームにおける黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など、延伸の実現に繋がる支援を講ずること。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・現在建設中のリニア中央新幹線については、その開業によって、三大都市圏が約1時間で結ばれ、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引きつけ、世界を先導する日本中央回廊の形成が期待されている。

##### 本市の状況

- ・リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅周辺地区と、相模総合補給廠の一部返還地等の早期利用や小田急多摩線の延伸に取り組む相模原駅周辺地区を一体的な広域交流拠点とするまちづくりを進めている。

#### 課題

- ・橋本駅南口の交通広場及び圏央道相模原IC方面から橋本駅周辺へのアクセス強化が必要となっている。
- ・相模原駅周辺については、JR横浜線や相模総合補給廠により、周辺地域一帯が南北間で分断していることから、周辺道路にて渋滞が発生しやすい状況となっている。
- ・小田急多摩線の延伸については、建設費の精査や需要の創出など、収支採算性の確保に向けた取組が必要となっている。

### 提案・要望の説明

本市では、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置、相模総合補給廠一部返還地の活用、小田急多摩線の延伸など、様々な大規模プロジェクトが進行中であり、こうした大きなポテンシ



ヤルを生かすため、橋本・相模原両駅周辺を一体的な「広域交流拠点」として、首都圏南西部全体の成長の源泉となる「さがみはら新都心」の形成に向けて50年、100年先を見据えたまちづくりを進めております。

リニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)が設置される橋本駅周辺地区では県立相原高校跡地を中心としたまちづくりに向けた取組を進めており、相模原駅周辺では、相模総合補給廠の一部返還地のまちづくりとあわせて、小田急多摩線の延伸に向けた取組を行っています。

両駅周辺を一体とするまちづくりは、多様な交流を生み出すものであり、第三次国土形成計画にて示された、日本中央回廊の形成に資するものです。今後、まちづくりを進めていく上で、土地区画整理事業や街路整備事業といった都市基盤整備や既存在来線鉄道駅の改良などを進めていくことから、事業の確実な推進には、国による力強い支援が必要不可欠であり、国の公共事業関係費枠の優先配分による財政的な支援を要望するものです。

あわせて、小田急多摩線の延伸は首都圏南西部の交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の構築を図る上で重要な役割を担うものであり、相模原駅周辺地区のまちづくりにとって、都心とのアクセス利便性の向上を図る同線の延伸は必要不可欠な取組です。

延伸にあたっては事業スキームとして「都市鉄道等利便増進法」に基づく補助制度の活用を想定しておりますが、黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など、延伸の実現に繋がる支援を要望するものです。

## 参 考



### 【提案・要望の担当】

都市建設局リニアまちづくり課長	佐藤 直樹	042-707-7047
都市建設局相模原駅周辺まちづくり課長	小川 裕一	042-707-7026
都市建設局まちづくり推進部交通政策課長	歌田 平	042-769-1395

## 2 1 有機フッ素化合物(P F A S)総合対策の更なる推進

< 環境省 >

### 提案・要望事項

- 1 有機フッ素化合物(P F A S)について、人への健康影響についての調査研究を加速させ、適切な分析・除去方法の提示と全国一律の基準値の設定に向けて、早急に知見の集積と議論を進めること。
- 2 水質汚濁、土壌汚染の対策が必要と認められる場合は、早急に規制等の法整備を進めること。

### 現状と課題

#### 現状

##### 国の状況

- ・ P F A Sのうち一部の化学物質は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、既に製造・使用等が原則禁止されている。
- ・ P F A Sを摂取した場合の人への健康影響が解明されておらず、環境省は、P F A S総合対策の推進を令和6年度の重点施策に掲げ、科学的知見の集積と科学的根拠に基づく総合的な対策を推進することとしている。

##### 本市の状況

- ・ 工業系の地域や公園の地下水等から、暫定指針値を超えるP F O S及びP F O A(P F O S等)が検出された他、京都大学等の独自調査で市内の河川で捕獲した魚介類からも高い値が検出されたという報道もあり、市民に不安が生じている。

#### 課題

- ・ 現在はP F A Sのうち一部の化学物質の製造・使用は原則禁止されているが、過去に製造等されたものが、土壌・地下水等に残留している。
- ・ P F A Sの健康影響の解明がされておらず、規制等の法整備・環境調査手法の検討が十分でない。

### 提案・要望の説明

- 1 本市の実施した地下水等の調査において、P F O S等が工業系の地域で最大1,500ng/L、本市の管理する公園及び周辺河川で最大340ng/Lと、暫定指針値50ng/Lを超過している地点が確認されており、本市は現在、環境省作成の「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き」に基づく超過地点の調査等を継続しています。また、京都大学等の独自調査で当該河川の魚介類から国が実施する化学物質環境実態調査の340倍のP F O S等が検出されたとの報道もあり、人の健康や農水産物への影響について、市民に不安が生じている状況となっています。

食品安全委員会では、P F O S等の許容摂取量等に係る評価書案を取りまとめ、環境省においても、令和6年度の重点施策として「有機フッ素化合物(P F A S)総合対策の推進」を掲

げ、知見の集積を行っているものと承知していますが、本市の地下水等の状況を踏まえるとP F A Sの対策は喫緊の課題であることから、適切な分析・除去方法の提示と全国一律の基準値の設定に向けて、知見の集積と議論を早急に進めることを要望します。

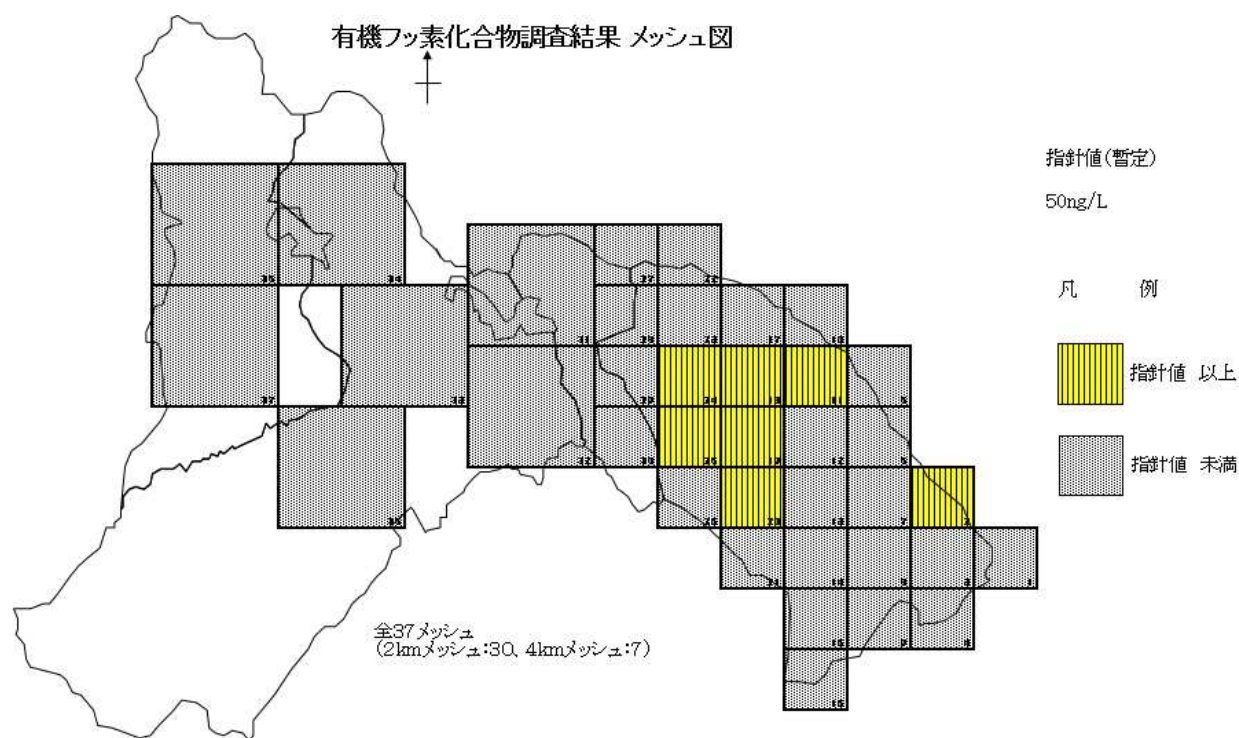
- 2 地下水等が暫定指針値を超過した際に行える調査以外の対策としては、事業者の自主的な取組のみであり、法的な義務や制限は定められていません。1の議論において、汚染等の対策が必要と認められる場合は、水質汚濁防止法や土壤汚染対策法の(特定)有害物質に位置付けるなど、環境保全を担保するために必要な法整備を早急に行うことを要望します。

## 参 考

### 暫定指針値を超えるP F O S等が検出された道保川公園



### 有機フッ素化合物調査結果



【提案・要望の担当】環境経済局環境保全課長 大塚 裕文 042-769-8241



通常要望



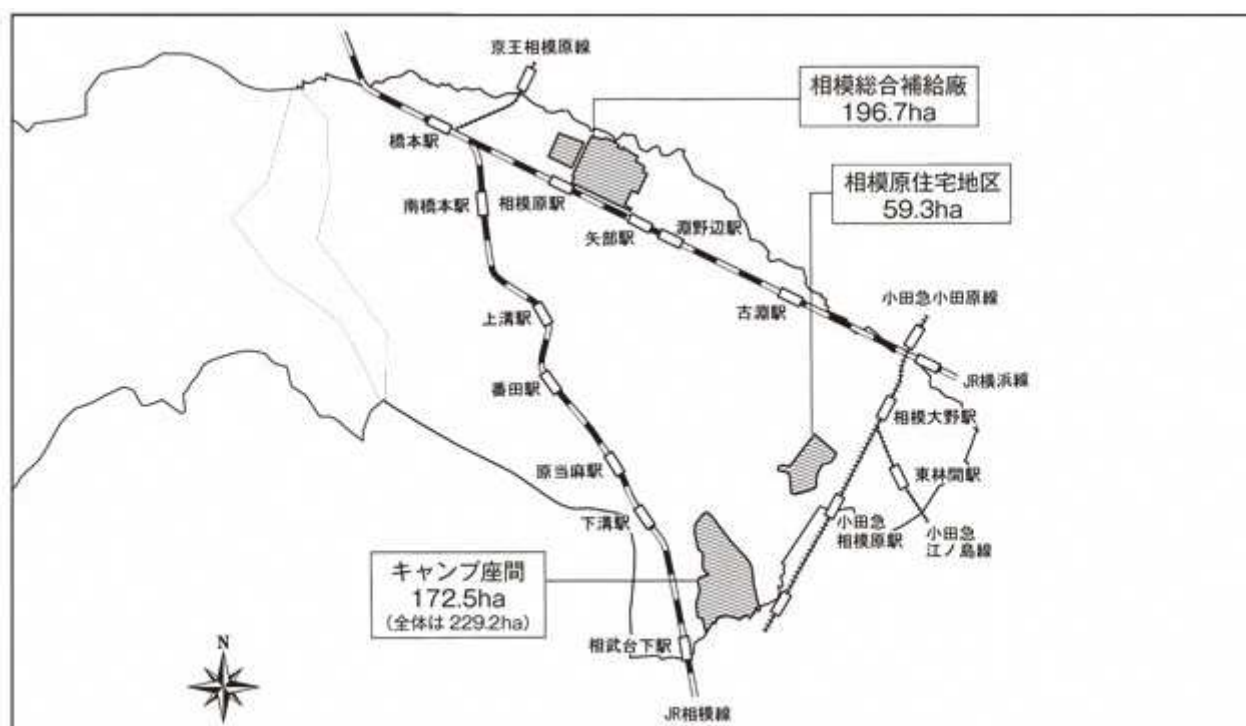
## 2 2 米軍基地の早期返還等

防衛省、外務省、財務省

### 【提案・要望事項】

- 1 本市に所在する米軍基地（相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区）について、早期に返還を実現すること。
- 2 返還財産について、旧軍港市に関しては旧軍港市転換法により原則として無償とされていることなどを踏まえ、地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずること。

市内米軍基地位置図





## 【提案・要望の説明】

### 1 基地の早期返還の促進

本市に所在する米軍基地は、市民生活やまちづくりにとって大きな障害となっていることから、早期の返還について要望します。

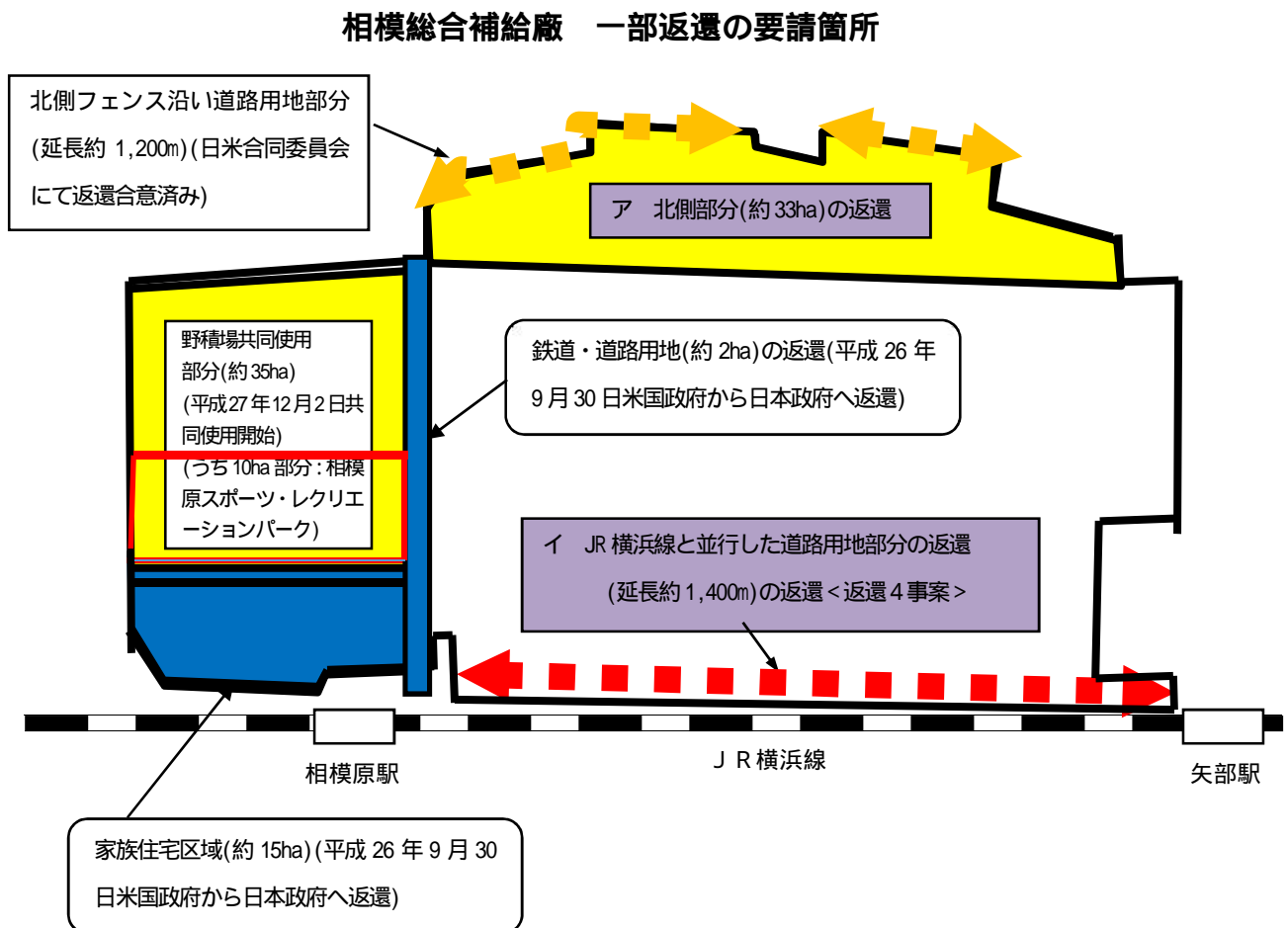
特に平成18年4月に行われた市長と防衛庁長官との会談において、日米合同委員会の枠組みを活用して返還に向けた協議を進める旨を合意した「返還4事案」(相模総合補給廠のJR横浜線と並行した道路用地、相模原住宅地区のウォーターフィルタープラント(浄水場)区域、同地区東側外周部分道路用地及びキャンプ座間のゴルフ場周辺外周道路)について、早急に返還が実現するよう要望します。

また、基地に関わる情報については、適切に提供するとともに、基地の機能強化や恒久化につながる施設建設や運用の変更は行わないよう併せて要望します。

#### (1) 相模総合補給廠の一部返還

ア 北側部分(約33ha)の返還

イ JR横浜線と並行した道路用地部分(延長約1,400m:返還4事案)の返還



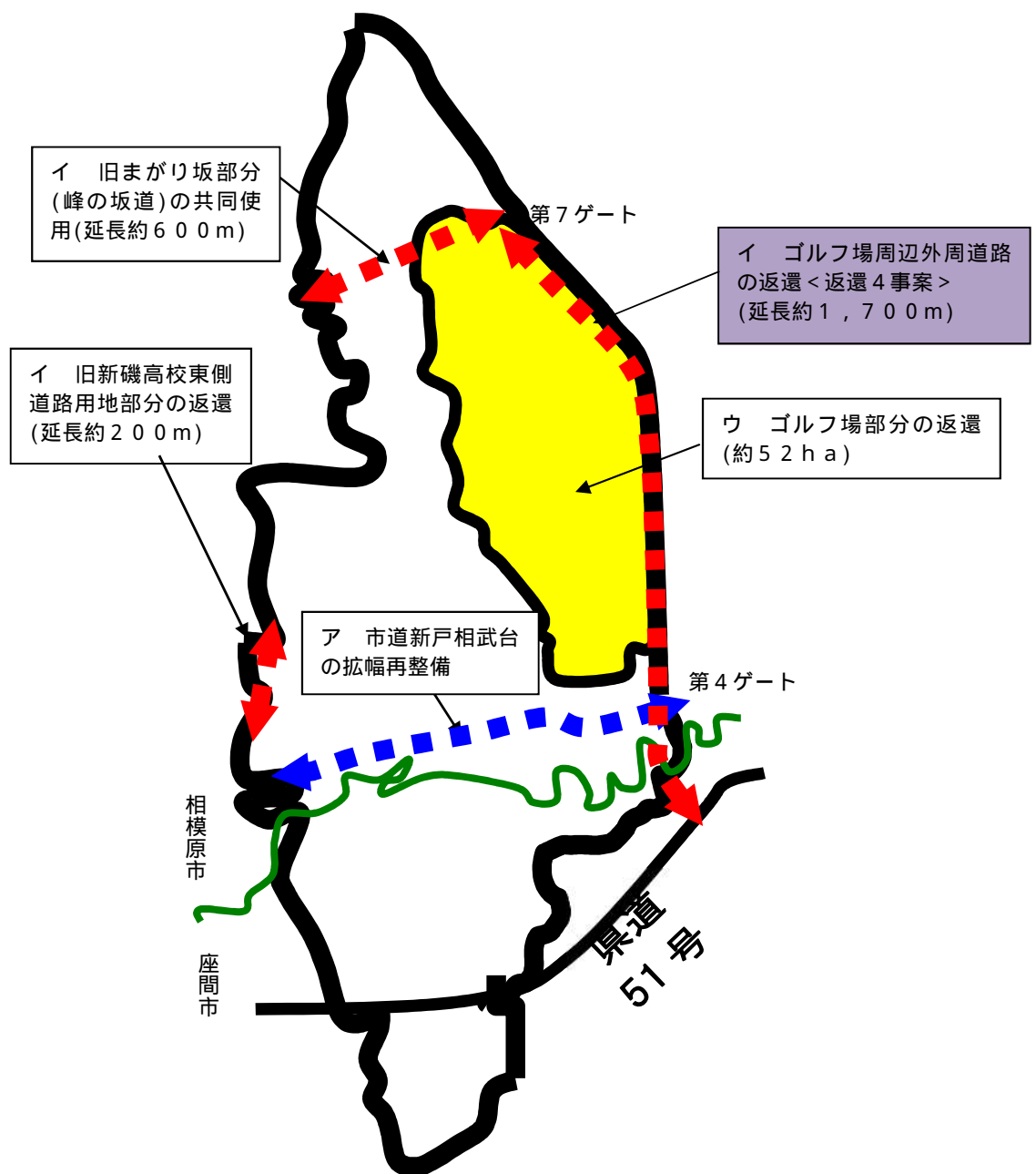
(2) キャンプ座間の一部返還等

ア 市道新戸相武台の拡幅再整備の円滑な進捗に必要な配慮

イ 住民の利便性の向上を目的とした道路の整備のため、第7ゲートから県道51号へ通じる部分(ゴルフ場周辺外周道路部分、延長約1,700m:返還4事案)や旧まがり坂部分(延長約600m)、旧新磯高校東側道路用地部分(延長約200m)の返還等

ウ 市民の憩いの場及び防災空間として活用するため、ゴルフ場部分(約52ha)の返還

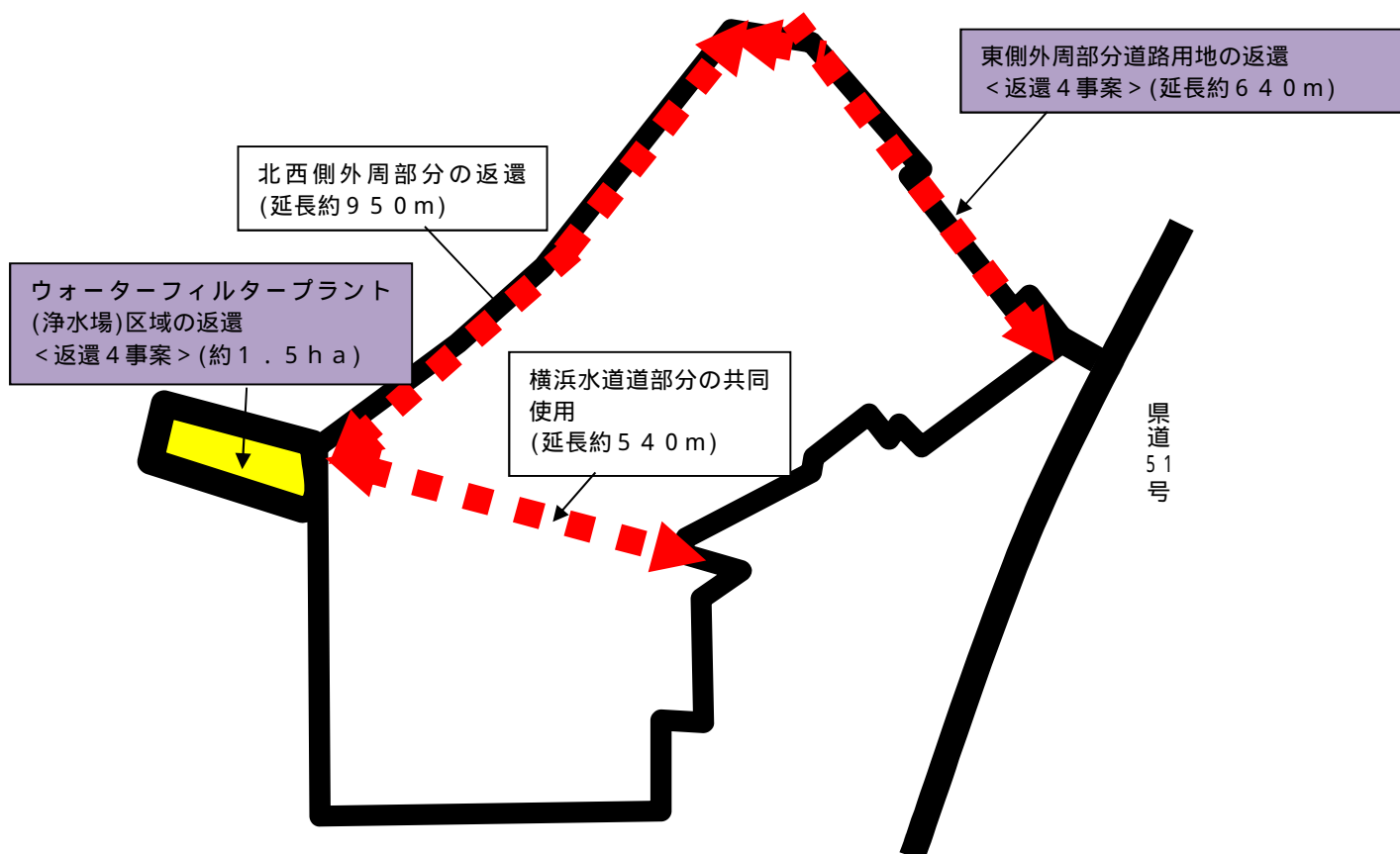
キャンプ座間 一部返還等の要請箇所



### (3) 相模原住宅地区の一部返還等

地域住民の生活環境向上のため、ウォーターフィルタープラント(浄水場)区域(約1.5ha:返還4事案)、東側外周部分道路用地(延長約640m:返還4事案)及び北西側外周部分(延長約950m)の返還並びに横浜水道道部分(延長約540m)の共同使用

#### 相模原住宅地区 一部返還等の要請箇所



## 2 返還財産の処分条件等の見直し

返還財産については、原則として有償での処分となっております。その一方で、旧軍港市におきましては、旧軍港市転換法により原則として無償とされており、同じ米軍基地を抱える自治体として明らかに不公平であると考えます。

また、基地が所在することにより、本市は長い間様々な負担や影響を受けてきました。こうした中、平成26年9月、悲願でありました相模総合補給廠の家族住宅区域(約15ha)及び鉄道・道路用地(約2ha)が返還されました。基地返還跡地(留保地を含む。)は次代に引き継ぐ貴重な財産であり、市民本位で公共・公益的に利用されるべきものであると考えます。

こうしたことから、返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずるよう要望します。

#### 【提案・要望の担当】

市長公室基地対策担当部長(市長公室基地対策課長(兼))

佐々木 純司

042-769-8207

## 2 3 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等

防衛省、総務省

### 【提案・要望事項】

- 1 基地交付金について、対象資産に応じた固定資産税相当額を交付すること。また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんすること。
- 2 民生安定助成事業の採択基準を緩和すること。再編交付金終了に伴い、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。また、本市を厚木飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定すること。

### 【提案・要望の説明】

#### 1 基地交付金等の拡充

本市に所在する3箇所の米軍基地は、計画的なまちづくりに支障を来すとともに、市財政に著しい影響を及ぼしています。基地交付金等が固定資産税の代替的な財政補給金として交付されている趣旨に鑑み、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるよう、また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんされるよう要望します。

#### 2 防衛施設周辺整備対策

##### (1) 民生安定助成事業の採択基準の緩和

基地による周辺住民への影響を軽減するため、民生安定助成事業の補助対象事業の採択基準について、緩和を図るよう要望します。

##### (2) 再編交付金終了に伴う地元負担の軽減

再編交付金について、平成28年度で交付が終了しましたが、終了後も基地周辺住民にとって何ら負担は変わらないので、新たな財政支援の創設も含め、地元負担の軽減を図るよう要望します。

##### (3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

本市は、厚木飛行場を離着陸する米軍機により、多くの市民が騒音被害を受け、事故発生の不安にもさいなまれており、厚木飛行場の特定防衛施設関係市町村となっている他市と同じ状況であることから、同飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象とするよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

市長公室基地対策担当部長（市長公室基地対策課長（兼））

佐々木 純司 042-769-8207

## 2 4 米軍基地の環境・安全対策等

防衛省、外務省

### 【提案・要望事項】

- 1 基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査結果を迅速に公表するとともに、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を認めること。
- 2 米軍機による部品落下などの事故が発生した場合、その原因を早期に解明し公表するとともに、実効性ある対策を講じ、再発防止に努めること。
- 3 騒音被害の抜本的な解決に向けた対策を講ずること。
- 4 キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボールの飛び出しについて、抜本的な対策を講じること。

### 【提案・要望の説明】

#### 1 基地の環境・安全対策

基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても生活環境の保全に関する国内法令や条例を適用することや、基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表するよう要望します。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を実現するよう要望します。

また、基地の返還や共同使用に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば国の責任において環境浄化等の適切な措置を講じてから返還するよう要望します。

#### 2 事件事故の防止策

米軍機による部品落下などの事故が多発していることから、機体・機器類の整備点検等の確実な実施、整備・操縦に係る教育の徹底など万全の措置を講じるよう要望します。

また、万一事故等が発生した場合にはその原因を早期に解明し公表するとともに、安全対策が講じられるまでは事故機と同機種種の飛行中止や、真に実効性ある対策を講じ、再発防止に努めるよう要望します。

#### 3 抜本的な騒音対策

(1) 市内所在のキャンプ座間や相模総合補給廠において、ヘリコプターによる訓練飛行が頻繁に行われ、周辺住民に騒音や振動被害が発生していることから、住宅密集地上空での訓練を禁止するよう要望します。

特に、厚木基地や横田基地など他の基地に所属するヘリコプターの訓練飛行を自粛するとともに、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、米軍ヘリによる騒音問題等の抜本的解決を図るよう要望します。

(2) 厚木基地の米空母艦載機については、平成30年3月に固定翼機部隊の岩国基地への移駐が完了しましたが、移駐後もジェット戦闘機の飛来が見られ、一定の騒音が発生していることから、基地の運用に係る情報について適時に提供するとともに、騒

音対策については適切な措置を講じるよう要望します。また、空母艦載機の着陸訓練のため硫黄島が暫定的訓練施設となっておりますが、その後も厚木基地が硫黄島の予備飛行場として運用されていることから、恒常的訓練施設を早期に整備するよう、また、それが実現するまでの間、着陸訓練は硫黄島で全面実施するよう要望します。

(3) 住宅防音工事助成制度は、各々の告示日以前に建設された住宅が対象とされていますが、建築年次にかかわらず、区域内の全ての住宅、特に、昭和59年告示及び昭和61年告示区域内に存する平成18年告示日以前に建設された「告示後住宅」を助成対象とするよう要望します。

また、住宅防音工事希望届を提出してから工事着手に至るまで長期間を要していることから、市民の立場に立った対応を行っていただくよう要望します。

あわせて、第一種区域等の見直しに当たっては、今も一定の騒音が生じていることを踏まえ、慎重に検討し、見直しを行う場合には、国の責任において、市民等への十分な周知・説明を行うとともに、影響が生じる場合には、十分な移行期間を設ける等、丁寧な対応を図ることを要望します。

#### 4 キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボール飛び出しへの対応

これまで対策が講じられてきたものの、いまだボールが飛び出したと考えられる事例の発生が続いています。このため、一連のボールの飛び出し原因を徹底究明し、真に実効性のある対策を講じていただくよう要望します。

また、想定外の突風等に備え、防球ネットの支柱について、適切な管理を行い、安全対策に万全の措置を講じていただくよう要望します。

#### 【提案・要望の担当】

市長公室基地対策担当部長（市長公室基地対策課長（兼））

佐々木 純司 042-769-8207

## 25 地方分権改革の推進

内閣府、総務省

### 【提案・要望事項】

- 1 国による義務付け・枠付けについて、早期の廃止を基本とした更なる見直しを行うとともに、「提案募集方式」による地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- 2 基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限及び税財源の更なる移譲を積極的に進めるとともに、特別市の法制化に向けた議論の加速を図り、地域の特性に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

### 【提案・要望の説明】

1 更なる義務付け・枠付けの見直しと「提案募集方式」による改革の推進  
国においては、これまでも累次の地方分権一括法の制定や「提案募集方式」により、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなどに取り組んでいますが、地方分権改革はいまだ道半ばであり、更なる取組が必要です。

義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うとともに、一括法等による「枠付け」の見直しに当たっては、省令で「従うべき基準」を設定するなど、実質的に「枠付け」を存続することがないよう、既に設定された基準を廃止することも含めて取り組むよう要望します。

令和5年の「提案募集方式」については、全国から230件の提案が寄せられましたが、そのうち25件の提案が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、検討対象外等とされているほか、関係府省と調整を行った提案の中には、提案どおりの対応になっていないものや、引き続き検討するとされたまま進捗が見られない提案も多く含まれています。国においては、地方分権改革を着実に推進するという「提案募集方式」の趣旨を踏まえ、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むよう要望します。

2 指定都市への事務・権限及び税財源の移譲推進と多様な大都市制度の早期実現

指定都市は、基礎自治体としての「現場力」と、大都市としての「総合力」を併せ持ちます。こうした指定都市の特性を踏まえ、地域の実情に応じた事務・権限とこれに見合う税財源の更なる移譲により、指定都市としての役割を果たし、真の分権型社会を実現する必要があります。

しかしながら、現行の指定都市制度は、事務・権限の在り方、税財源の仕組みなどにおいて課題があり、人口減少・少子高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていません。

そこで、指定都市への事務・権限と税財源の移譲を進めるとともに、「特別市」制度の法制化に向けた議論の加速化を図るなど、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を要望します。

【提案・要望の担当】 市長公室広域行政課長 植村 哲哉 042-769-8248

## 26 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等

### 個人情報保護委員会

#### 【提案・要望事項】

改正された個人情報保護法が施行されたが、事例に応じた判断基準が具体的に示されていないことから、法改正前の地方公共団体における運用についても参考にした基準を示すとともに、安全管理に係る専門家の知見を柔軟に取り入れられるように地方公共団体の裁量権を最大限認める内容に、法律施行令やガイドラインを改正すること。

#### 【提案・要望の説明】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、改正された個人情報の保護に関する法律のうち地方公共団体に係る部分が、令和5年4月から施行され、適用されているところですが、保有個人情報の目的外利用や提供における事例に応じた判断基準が具体的に示されていないことから、個人情報保護制度の運用に支障となっております。

「個人情報の保護に関する法律についてのQ & A(行政機関等編)」が令和6年3月に更新されるも、今回追加された事例としては非常に少なく、法改正前の地方公共団体における運用などを参酌した上で、幅広い分野の事例に基づいた判断基準として改善していただくよう要望します。

また、個人情報の安全管理を適切に行うためには、これを取り扱うシステム等に関する技術の発展がめざましい状況では、安全管理についての豊かな知見を有する専門家の意見は不可欠であり、地方公共団体がかかる意見を柔軟に取り入れることができる裁量権を最大限認めるとともに、法律の趣旨・目的に反しない限り、法律施行令やガイドラインについては、地方公共団体のかかる実情を踏まえた内容に改正するよう要望します。

【提案・要望の担当】総務局情報公開・文書管理課長 富樫 晃 042-769-8331



## 27 地方交付税制度の見直し

総務省

### 【提案・要望事項】

- 1 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、必要額を確保すること。また、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう、地方交付税額の予見可能性を確保すること。
- 2 地方財源の不足への対応については、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債の廃止も含めて見直しを行うこと。

### 【提案・要望の説明】

#### 1 地方交付税の必要額の確保

地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むとともに、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう具体的な算定方法や算定基準を早期に明示し、地方公共団体における地方交付税額の予見可能性が確保されるよう要望します。

#### 2 臨時財政対策債の廃止を含めた見直し

国の財源不足額を補填するため、地方が発行する仕組みとなっている臨時財政対策債は、平成13年度に導入されて以降、期間の延長が続き、地方財政計画において令和7年度まで延長されることとなっております。

臨時財政対策債の発行可能額は、本来であれば地方交付税として交付されるべきものですが、臨時財政対策債は実態として赤字地方債であり、その元利償還金が翌年度以降の地方交付税で措置されたととしても、地方債に依存した財政措置は負担の先送りであり、元利償還時の財政の硬直化を招くこととなります。

こうしたことから、地方財源の不足については、地方交付税の法定率引上げによって対応されるよう要望します。

【提案・要望の担当】 財政局財政課長 大井 芳泰 042-769-8216

## 28 公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置の撤廃及び対象事業の拡大

総務省

### 【提案・要望事項】

公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置を撤廃するとともに、対象事業を拡大すること。

### 【提案・要望の説明】

本市では、昭和29年の市政施行以降、高度経済成長を背景に急速に都市化が進み、昭和40年代から50年代前半には、全国でもまれに見る人口急増を経験し、道路や下水道などの都市基盤の整備とともに、小・中学校などの施設整備に追われました。

その後もその時々ニーズに沿って体育館やホール、公民館など多様な施設を整備してきました。

これらの公共施設等の多くが近い将来一斉に更新時期を迎えるに当たり、総合的かつ長期的な視点に立って公共施設等の適正化や維持管理、更新等に取り組んでいくには、多額の費用が見込まれることから、令和8年度までに延長された公共施設等適正管理推進事業債の時限措置を撤廃及び公共施設に限定されている起債対象施設について、公用施設も対象となるよう対象事業の拡大を要望します。

### 【提案・要望の担当】

財政局財政課長	大井 芳泰	042-769-8216
財政局アセットマネジメント推進課長	岡田 洋一郎	042-769-8257

## 29 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充

総務省

### 【提案・要望事項】

マイナンバーカードの普及が進むことによる市区町村窓口の事務量増大に対する将来にわたった固定的な財政支援を構築すること。

### 【提案・要望の説明】

令和4年度中にほぼ全国民に行き渡ることを目指した、国によるマイナンバーカードの普及・用途促進は、令和5年度以降も継続し進められ、交付窓口である市区町村へ財源措置が講じられています。

本市におきましてもマイナンバーカードの普及促進や交付申請件数の増加に対応するため、端末や人員の増加等体制整備に取り組んでいるところでありますが、普及が進むことで市区町村窓口でのカード更新手続等の事務量も増大しており、更に令和6年度以降は、電子証明書の有効期限を迎えるカードが急増することに加え、健康保険証の廃止や運転免許証との一体化の影響により、カード新規申請件数の増加が見込まれることから、その対応として窓口等の機材賃借や人員の確保などは継続しなければなりません。

こうしたことから、マイナンバーカードが全国民に行き渡った後においてもカードの交付・更新等に関する体制整備の維持に対して、固定的な財政支援の構築を要望します。

【提案・要望の担当】 市民局マイナンバーカード普及促進室長

藤田 祥穂

042-769-8309

## 30 高校生等への修学支援の更なる充実

文部科学省

### 【提案・要望事項】

子どもの貧困対策の観点から、高校生等が安心して学校に通うことができるよう高校生等奨学給付金の給付額について、高等学校等の授業料以外に必要な費用を賄うことができる金額に増額すること。また、高校生等奨学給付金と授業料以外の費用の所要額との差を補うため、地方自治体が地域の状況に応じて実施している給付型奨学金制度に対して、必要な財政支援を行うこと。

### 【提案・要望の説明】

令和4年国民生活基礎調査によれば、全国の子どもの貧困率は、11.5%で、9人に1人が貧困の状況に置かれています。

そのため、国や地方公共団体において、全ての子どもたちが、家庭の経済状況に左右されず、安心して修学できる社会の実現に向けた取組が進められており、授業料については、国の「高等学校等就学支援金」と合わせ、各都道府県で実施している独自の制度により、一定の世帯年収まで私立学校も含め実質的な無償化が行われています。

一方、授業料以外の学校教育費の支援策については、都道府県が国からの補助金を活用して実施している、低所得世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」があり、毎年給付額の見直しが行われていますが、依然として保護者の負担が大きい状況にあることから、「子供の学習費調査」に基づく授業料以外の学校教育費を賄うことができる額に増額することを要望します。

また、私立高等学校等の通信制に係る授業料及び授業料以外の費用については、「子供の学習費調査」の対象外とされておりますが、適切な支援を行うために必要な情報であることから、スクーリング等の特性を含め、全日制と同様に所要額の把握に努め、公表することを要望します。

本市においては、「高校生等奨学給付金」の不足等を補うため、低所得世帯を対象とした給付型奨学金制度を実施しており、子どもの貧困対策の観点から成績要件を設けることなく、市民税所得割額が非課税の世帯に属する高校生に対し奨学金を給付していますが、継続的に事業を実施するための財源の確保が課題となっていることから、国において授業料以外の学校教育費を賄うことができる額に増額されるまでの間、必要な財政支援を行うよう要望します。

相模原市奨学金（給付型）の概要

奨学金の項目	金額	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		人数	決算額 (千円)	人数	決算見込額 (千円)	人数	予算額 (千円)
入学支度金	高等学校等入学時 20,000円	308	6,160	282	5,640	310	6,200
修学資金	最短修業年数に応じ、 3年間又は4年間 年額100,000円	818	78,692	830	80,476	841	84,100
合計			84,852		86,116		90,300

【提案・要望の担当】 教育局学務課長 宮澤 正樹 042-769-9262

## 3 1 外国人英語指導助手(A L T)の配置に係る財政支援

文部科学省

### 【提案・要望事項】

外国語教育の充実を図るため、労働者派遣等による外国人英語指導助手(A L T)の配置に係る財政支援を拡充すること。

### 【提案・要望の説明】

令和2年4月から実施されている「小学校学習指導要領」では、小学校第3・4学年で外国語活動、第5・6学年で外国語科を実施することとされました。また、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得る等、指導体制の充実を図ることが示されました。

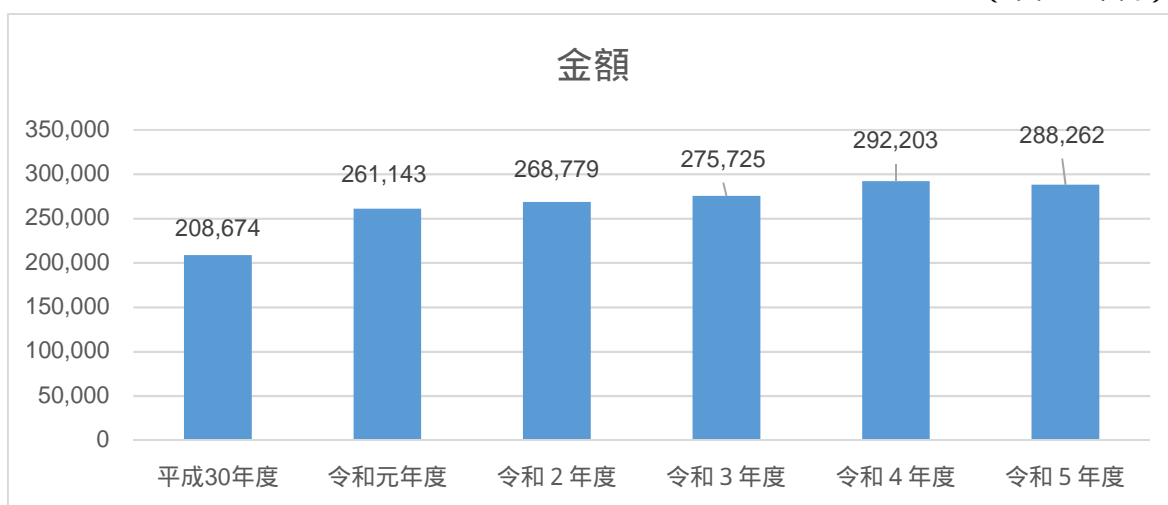
学習指導要領に基づき、外国語教育に係る授業時間数の増加、指導体制の充実や学習指導内容の高度化を図るためには、ネイティブ・スピーカーである外国人英語指導助手(A L T)の計画的な配置が必要不可欠であることから、優秀で必要十分な人材の確保が求められるところです。

しかしながら、現在、A L Tの配置については、民間事業者からの労働者派遣若しくは業務委託の場合、国からの補助は、小学校英語授業の教員サポートに係る非常勤講師の報酬等、一部経費のみであり、財政面での負担が大きくなっています。

市内小中学校及び義務教育学校にネイティブ・スピーカーであるA L Tを配置し、日々の授業や学校生活を通じて、英語の「聞く・話す」を中心とした英語教育の充実と、児童生徒に対して国際社会の一員として積極的に諸課題の解決に参画しようとする能力等の育成を図るため、実効性のある学習指導が行えるよう、民間事業者からの労働者派遣等によるA L Tの配置に係る財政措置の拡充を要望します。

本市における外国人英語指導助手(A L T)に係る事業費の推移

(単位：千円)



令和2年度については、学校休業による未配置期間が発生したため、当初予算より事業費が減額。

【提案・要望の担当】教育局学校教育部学校教育課長 三谷 将史 042-704-8918

## 3 2 子どもの健全育成のための体験活動推進事業に係る補助制度の拡充

文部科学省

### 【提案・要望事項】

「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について、更なる体験活動の推進を図るため、「健全育成のための体験活動推進事業」の対象事業を拡充すること。

### 【提案・要望の説明】

体験活動の推進は、子どもたちの健全育成及び人格形成のために不可欠なものでありますが、都市化、少子化、人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちの成長に欠かせない、多くの人や社会、自然などと触れ合う様々な体験活動（直接体験）の機会が乏しくなっていくことが危惧されています。

また、子どもたち1人1台のタブレットPC環境が整備されたことにより、学校における様々な学習活動等で日常的な活用が進んでいますが、遠足・修学旅行・校外学習など、普段の授業とは異なる環境で自然や文化に親しみ、集団生活を体験しながら、人としての在り方や生き方、人間関係の形成の仕方などを学ぶことで、豊かな人間性や社会性の育成につながる行事については、更に必要性が増していくものと考えています。

一方、国においては、児童生徒の健全育成を目的として、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）」の「健全育成のための体験活動推進事業」において、宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援いただいているところですが、現在の補助対象は、2泊3日以上宿泊体験活動に限られています。本市のように、市内に宿泊を伴う体験活動施設を設置しており、移動に多大な時間を費やすことなく、1泊2日の活動日数で体験活動の時間が確保できる環境であっても、補助対象とはなりません。

このことから、2泊3日以上活動日数に限定することなく、十分な活動時間が確保でき、活動の効果が見込める場合についても補助対象とするよう支援の拡充を要望します。

### 【提案・要望の担当】

教育局学校教育部相模川自然の村野外体験教室所長事務取扱

農上 勝也 042-760-5445

### 3 3 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し及び地方特例制度の弾力的運用等

厚生労働省

#### 【提案・要望事項】

精神障害者の雇用を促進するため、等級に応じたカウントの上積み導入や短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、必要な措置を講ずること。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定について、地方公共団体の実情に応じて選択できるよう見直すこと。

#### 【提案・要望の説明】

精神障害者については、平成30年4月から障害者雇用義務の対象に追加されましたが、職場定着率については、他の障害種別と比べ低い状況にあります。

一方で、短時間勤務で雇用された精神障害者は、定着率が高くなる傾向があり、本市においても、令和元年度から精神障害者の常勤職員及び会計年度任用短時間勤務職員を採用していますが、常勤職員に比べ短時間勤務職員の定着率は高い状況にあります。

こうしたことから、精神障害者の雇用をより推進していくため、精神障害者に関する雇用率のカウント方法について、身体・知的障害と同様の等級に応じたカウントの上積み導入や短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、精神障害者の雇用促進のための必要な措置を講じるよう要望します。

また、本市では障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定を受けて市長事務部局と教育委員会が一体となって、障害者雇用に係る取組を進めておりますが、教育委員会における障害者雇用率は低い傾向にあり、全国的にも令和2年7月に公表された「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」において、教育委員会における障害者雇用が十分でないとされ、課題となっています。

市全体として障害者雇用の促進に繋げるためには、教育現場における障害者雇用には特有のニーズがあることなどを踏まえ、各機関がそれぞれの課題の解決に向けて、責任を持って取り組むことが必要と考えられることから、同法第42条に規定される特例認定について、認定を受けている機関ごとに採用や人事配置、労務等を行っているなど、一定の基準を満たす場合には、地方公共団体の実情に応じて選択できるような仕組みとするよう要望します。

【提案・要望の担当】総務局人事・給与課長 島崎 俊介 042-769-8213

## 3 4 救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに財政支援を行うこと。

### 【提案・要望の説明】

本市では、急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター事業、二次救急医療体制確保事業、脳神経系地域協力事業などに対して、独自で補助を行っています。

特に、脳卒中はわが国の死亡・寝たきり・要介護となった原因の大きな割合を占めると言われており、その中でも高齢者の発症が多く、高齢化に伴い発症者数はさらに増加傾向になると見込まれます。

脳卒中のうち脳梗塞については、経静脈的血栓溶解療法（以下「t-PA 静注療法」という。）を早期に開始することにより劇的な改善を見込むことができますが、全国的に見てt-PA 静注療法の実施率は非常に低く、地域格差も大きいのが現状であり、その根底には専門医師の不足などの問題点があることから、病院体制の整備に対する支援が必要です。

こうしたことから、国においても、救命救急センター、二次救急医療及び脳神経系救急医療の体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対し、財政支援を行うよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策担当部長（健康福祉局保健衛生部医療政策課長（兼））

井上 美紀 042-769-9230



## 3 5 災害時医療救護体制に係る財政支援

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

災害時における医療救護活動を円滑に行うための市災害時医療救護検討会や救護所における医療資機材の備蓄、維持管理に必要な財政支援を行うこと。

### 【提案・要望の説明】

災害医療については、国が定める防災基本計画において、国や地方公共団体は災害発生時における救急医療体制の整備や応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとされており、本市では、災害時における医療救護体制を構築するための検討会の開催や救護所における医療資機材等の備蓄、各種防災訓練の実施などを計画的に行っています。

災害時医療救護体制の整備には、医学的な専門知識が必要であり、医師等が参加する検討会等の開催が必要であります。当該検討会等の委員への報酬に対する財政的な負担のほか、救護所に備蓄する資機材については定期的な滅菌が必要となるなど、市の費用負担が課題となっており、国の補助制度等もない状況です。

こうしたことから、災害時における医療救護活動を円滑に行うために開催している災害時医療救護検討会や救護所における医療資機材の備蓄、維持管理などに必要な財政支援を行うよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策担当部長（健康福祉局保健衛生部医療政策課長（兼））  
井上 美紀 042-769-9230

## 3 6 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保等

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

- 1 造血幹細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期接種に位置付けること。
- 2 定期接種化を検討している、おたふくかぜ、帯状疱疹ワクチン、不活化ポリオワクチン追加接種及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン追加接種について、疾病の発生・まん延防止の観点から、早期に定期接種化すること。
- 3 定期接種に係る財源については、国の責任において全額国庫負担とすること。
- 4 多種の混合ワクチンの開発などにより、複雑多様化している予防接種に係る子どもや保護者等への負担や予防接種に要する市の財政負担の軽減を図ること。

### 【提案・要望の説明】

- 1 造血幹細胞移植後は、移植前に得られていた免疫が低下又は消失し、感染症に罹患する可能性が高くなりますが、定期接種以外の予防接種は、接種費用の全額を被接種者が負担しなければならず、高額な費用が接種の障害となっていることから、造血幹細胞移植後に必要と認められるワクチンの再接種について、予防接種法上の定期接種に位置付けることを要望します。
- 2 おたふくかぜ、帯状疱疹ワクチン、不活化ポリオワクチン追加接種及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン追加接種については、引き続き定期接種化の検討を行うこととされていますが、疾病の発生・まん延防止及び市民の健康保持のため、財源の確保、ワクチン供給体制の確立などの課題を解決し、早期の定期接種化を実現するよう要望します。
- 3 風しん、日本脳炎などのA類疾病の定期接種は、ほとんどの市町村において全額公費負担をしている状況であり、広く接種を促進していくことが望ましいとされたワクチンが、順次定期接種化されている中、自治体の財政負担は増加しています。定期接種に係る財源については、地方交付税の拡充措置がなされたところですが、安定的な事業を実施し、必要とする人すべてが等しく接種できるよう、国の責任において財源を全額国庫負担とすることを要望します。
- 4 定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数や接種間隔が複雑多様化し、予防接種を受ける子どもや保護者等の通院に係る負担が大きくなっていると同時に、予防接種の増加により本市の財政負担が増加していることから、その負担軽減が図られるよう、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進等を要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長

吉田 綾

042-769-8346

## 37 感染症法に基づく感染症診査協議会及び健康診断事業に必要な財政支援

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第24条第3項の規定に基づく審議を行っている感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や感染症法第53条の2に基づき、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、国の補助制度の対象とすること。

### 【提案・要望の説明】

感染症法の規定に基づき審議を行う感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、補助金や交付税措置の対象外となっています。

こうした法律により実施することとされている事業は、感染症予防上特に必要であることから、国の補助制度の対象とするよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長 吉田 綾 042-769-7201

## 3 8 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

- 1 地域で暮らす全ての人々が精神障害や精神障害者等について正しく理解し、偏見や差別のない共生社会が実現できるよう、国において地方公共団体における取組を支援するとともに、積極的な普及啓発を行うこと。
- 2 措置入院者等が退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けることができるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備すること。  
また、整備に当たっては、地方公共団体への財政的な支援を含め、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。

### 【提案・要望の説明】

- 1 精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整えることが重要です。  
このため、国においては、地方公共団体が実施する普及啓発の取組を支援するとともに、真の共生社会の実現に向けて、地域や世代を超えた国全体での積極的な普及啓発に取り組むことを要望します。
- 2 措置入院となった者については、入院早期から必要な支援が受けられる仕組みを整備する必要があるため、平成30年3月には、地方自治法に基づく技術的な助言として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示され、それを受けて、各地方公共団体は地域の実情に応じて支援を行っているところです。  
しかしながら、現状では支援の対象や支援体制が地方公共団体ごとに異なることから、支援対象者が居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念されます。  
そのため、措置入院者等が退院後に本人の意思を尊重した医療、保健、福祉等の包括的な支援を継続的に受けられるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備するよう要望します。  
また、各地方公共団体で支援体制の整備を進めるに当たっては、精神保健福祉士、保健師等の人材の確保及び育成が大きな課題となっています。  
支援の体制整備・拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを国の責任において構築するとともに、体制整備に係る人件費等の財政措置も講じるよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長	沼田 好明	042-707-7055
健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課長	岩田 隆之	042-769-9813

## 39 地域生活支援事業の補助基準額の見直しと対象事業の拡大

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

地域生活支援事業について、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が2分の1になるよう基準額の算定方法を見直すこと。

また、地域生活支援事業の中の移動支援事業として、タクシーの利用料、自動車の燃料費及び障害者施設への通所に係る交通費の助成事業も対象にすること。

### 【提案・要望の説明】

地域生活支援事業は、国庫補助金の対象事業の経費に対して国が認める基準額が大きく下回っているため、本市への実質的な補助率は3分の1程度となっており、財政的な負担が課題となっています。

このことから、地域の実態に即した支援事業を着実に実施するため、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が確実に2分の1になるよう基準額の算定方法の見直しについて要望します。

また、本市では、地域生活支援事業の市町村必須事業である移動支援事業のほか、在宅の重度障害者の支援や障害者施設への通所に係る負担を軽減するため、市独自に交通費等の助成事業を行っておりますが、障害者手帳の取得者の増加により、今後更なる事業費の増加が見込まれます。

このことから、障害者がタクシーを利用するときの費用、自動車を使用するときの燃料費及び障害者施設へ通所するときの交通費の助成事業についても、地域生活支援事業の対象にするよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課長 小原 隆 042-769-8355

## 40 地域医療介護総合確保基金制度の見直し

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

地域医療介護総合確保基金における介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業について、老朽化した施設の修繕に特化した補助制度への見直しを行うこと。

### 【提案・要望の説明】

超高齢社会において、安心して質の高い介護サービスを利用できる環境を整えるため、介護施設等の安定的な運営を図ることは重要であり、老朽化した施設の大規模修繕等を促進することが必要です。

このような中、地域医療介護総合確保基金において、介護施設等の創設を条件に、既存の広域型施設の大規模修繕又は耐震化事業に対する補助制度が、令和2年度から新設されました。

しかしながら、本事業は、介護施設等を新たに1施設創設することが条件とされており、高齢者保健福祉計画における総量規制により事業者が整備計画を立てにくいこと、老朽化が進む広域型施設を運営する法人にとって、新規施設の開設に要する費用を賄うのは負担が大きいことなどの理由から、老朽化した施設の支援に結びついていない現状があります。

こうしたことから、老朽化した施設の修繕に特化した補助制度への見直しを行うことを要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課長 栗山 稔 042-707-7046

## 4 1 国民健康保険子どもの均等割保険税(料)に係る 軽減制度の拡充

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

令和4年度から導入された未就学児に係る均等割保険税(料)の軽減制度について、国の責任と財政負担により、対象となる年齢や軽減割合を拡大すること。

### 【提案・要望の説明】

子育て世帯の負担軽減を図るため、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法及び国民健康保険法の改正により、令和4年度から、全国市町村の国民健康保険において、未就学児に係る均等割保険税(料)の5割を軽減する措置(以下「法定措置」という。)が導入され、法定措置に要する経費については、国が2分の1を負担することとされました。

本市は、これまで、指定都市市長会等を通じ、子どもの均等割保険税(料)の軽減制度の創設について要望してきたところであり、法定措置の導入については、一定の効果があるものと考えております。

しかしながら、小学生以上の子どもについても子育てに伴う経済的負担が大きいことになりはならず、構造的課題を抱える国民健康保険制度の下で年々保険税(料)額を上げざるを得ない中、未就学児のみを対象とする軽減制度では子育て世帯の負担軽減に十分とは言えません。

所得の状況にかかわらず世帯人数に応じて均等割保険税(料)が課される国民健康保険制度において、効果的かつ継続的に子育て世帯の負担軽減を図ることを通じ、安心して子育てできる環境づくりに繋げていけるよう、国の責任と財政負担により、均等割保険税(料)の軽減制度の対象となる年齢や軽減割合を拡大するよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局生活福祉部国保年金課長 多賀 裕一 042-707-7023

## 4 2 医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

医療法第6条の13に基づき設置が求められている医療安全支援センターの運営費等について、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金を創設すること。

### 【提案・要望の説明】

本市では、医療法第6条の13に基づき設置が求められている医療安全支援センターを、看護師の資格を有する会計年度任用職員を相談員として任用し、運営しています。

しかしながら、本市は神奈川県下における他の保健所設置市と比較して人口に対する相談件数が多く、医療安全相談の需要が高い状況にある一方で、一定水準のスキルを有する相談員の担い手不足や運営費の確保という財政的な負担が課題になっております。

こうしたことから、法に基づき設置している医療安全支援センターの持続可能な運営体制を構築するため、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金の創設を要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部地域保健課長 中野 繁 042-769-9241



## 4 3 若年がん患者に対する在宅療養支援制度の創設

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

20歳から40歳未満の若年がん患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族に対する医療・福祉等に係る在宅サービス利用料を助成するとともに、及び自治体に対する在宅療養生活を支える体制の構築に係る経費を助成する制度を創設すること。

### 【提案・要望の説明】

15歳から40歳未満の、いわゆるAYA世代と呼ばれる若年のがん患者は、就学、就職、結婚、出産などを経験する時期でもあり、世代特有の様々な問題に配慮したサポートが必要となります。

しかしながら、療養に当たっての公的支援については、20歳未満のがん患者に対しては小児慢性特定疾病事業による医療費助成、40歳以上のがん患者に対しては介護保険による支援制度がある一方で、20歳から40歳未満のがん患者や18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない患者については、医療費助成や介護保険の法令に基づいた支援制度がなく、療養生活を送るに当たり、経済的な負担を強いられる状況となっています。

また、在宅療養に必要なサービスの利用調整について、患者本人や家族が行うことの困難さがあり、身体的及び精神的な負担が生じている状況です。

このため、20歳から40歳未満の若年のがん患者が、住み慣れた地域社会で安心して療養生活を送ることができるよう、これら世代が医療・福祉等に係る在宅サービスを利用した際の費用を助成するとともに、在宅療養生活を支える体制の構築に係る経費を助成する制度の創設を要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部健康増進課長 関山 英雄 042-769-8322

## 4 4 看護職員確保対策に必要な財政支援

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

看護師等の養成・確保を図るため、地方公共団体が行う看護職員確保対策に必要な財政支援を行うこと。

### 【提案・要望の説明】

本市では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に入院及び在宅医療等の医療需要が1日に16,000人以上と推計されており、その後も増加が見込まれることから、これを支える医療人材として、看護師等の育成・確保対策を進めています。

市内で従事する看護師等の養成・確保を図るため、市内看護職養成施設である看護専門学校の運営支援を行っており、さらに、「看護する心」の重要性の認識及び看護についての市民理解を促進するために関係団体が行っている事業や看護師等の有資格者でありながら看護職に従事していない潜在看護師を対象とした就職相談会、技術研修会の開催などに対して助成を行っていますが、財政的な負担が課題となっています。

こうしたことから、高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図り、国民に良質かつ適切な医療の提供ができるよう、地方公共団体が行う看護職員確保対策に対して必要な財政支援を行うよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課地域医療対策室長

稲野 博泰

042-769-9230

## 4 5 地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び機器整備に係る国庫補助制度の創設

厚生労働省

### 【提案・要望事項】

地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び機器整備に係る国庫補助制度を創設すること。

### 【提案・要望の説明】

令和5年4月に、地域保健法が改正され、指定都市は、地方衛生研究所を設置し、健康危機に対応できる試験検査能力を発揮するための体制整備が責務とされたところですが、感染症以外の地方衛生研究所の施設・設備及び検査機器の整備については、国からの補助制度がない状況です。

感染症以外の試験検査、特に食中毒に係る検査や食品衛生法に基づく収去検査等の食品衛生検査については、健康危機への対処に必要不可欠であります。施設の老朽化に伴う施設・設備の再整備や検査機器の取得及び耐用年数に応じた計画的な更新が課題となっています。

特に、衛生研究所に必要な特殊な設備や検査機器は高額なものが多く、現状では国庫補助制度がないため、本市が当該設備や検査機器を整備する際の支障となっています。

こうしたことから、地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び機器整備に係る国庫補助制度を創設するよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部衛生研究所長

播磨 由利子

042-769-8348

## 4 6 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し

こども家庭庁

### 【提案・要望事項】

医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをすること。

### 【提案・要望の説明】

令和3年に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児とその家族の地域生活の支援は、ますます重要となっています。

こうした中、本市では、国が実施する医療的ケア児等総合支援事業に基づき、医療的ケア児の在宅での療養が一時的に困難になった場合などに備え、短期入所先を確保するために市内の医療機関の運営に対して支援を行っているほか、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスの利用等を調整するコーディネーターの配置や医療的ケア児等が直面する課題やその対応策を検討する協議の場の設置、さらに支援者の育成のための研修等を実施しています。

また、医療技術の進歩による医療的ケア児の増加や加齢に応じた支援など、今後、医療的ケア児等への支援については、更なる拡充を検討していく必要があります。

一方で、医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額は、医療的ケア児等への支援に係る事業費の額にかかわらず、各自治体で一律とされています。

こうしたことから、今後も引き続き、医療的ケア児等に対し、きめ細かい支援が実施できるよう、医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをするよう要望します。

### 【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長 沼田 好明 042-707-7055

## 4 7 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実

こども家庭庁

### 【提案・要望事項】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る補助制度の更なる充実を図ること。

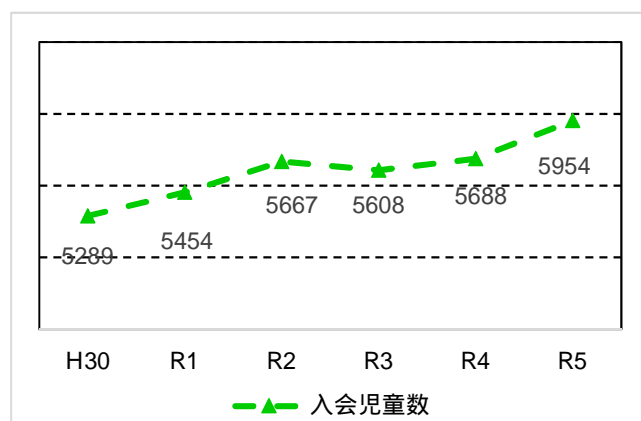
### 【提案・要望の説明】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の潜在需要は、就労希望者の増加に伴い、今後も増大すると見込まれています。本市においても、増え続ける放課後児童クラブのニーズに対応するため、施設の建設をはじめ、余裕教室の活用、児童育成支援員の確保、民間児童クラブとの連携等により、受入定員の拡大を図りながら、待機児童の解消に向け取り組んでいるところです。

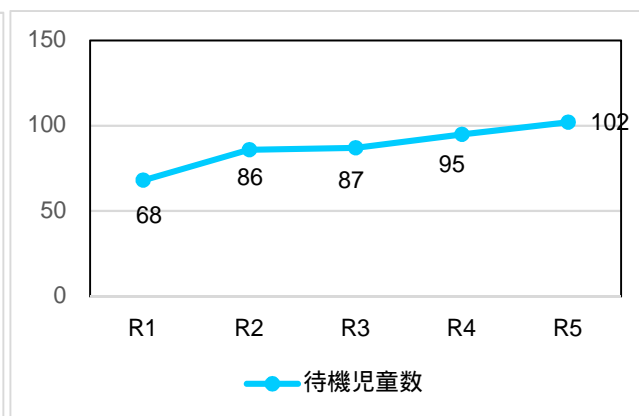
このうち、民間児童クラブとの連携については、運営費の補助を行うなど、民間活力の活用による待機児童対策を行っていますが、公立児童クラブ育成料と民間児童クラブの利用料の月額平均に1万円以上の乖離があるため、公立児童クラブで待機となっている申請者が民間児童クラブを利用する割合は2割以下となっております。

この乖離を縮小し、さらに経済的な理由で公立児童クラブ以外の選択が困難な状況となっている世帯について、民間児童クラブ利用の促進を図れるよう国において必要な財政支援の充実を要望します。

入会児童数の推移



公立児童クラブの待機児童数の推移



### 【提案・要望の担当】

こども・若者未来局こども・若者支援課長

櫻井 敏朗

042-769-9227

## 4 8 ナラ枯れ被害対策の推進

林野庁、国土交通省

### 【提案・要望事項】

自治体間の連携等によるナラ枯れ被害対策をより一層推進するため、危険木の除去を含めた補助制度の充実等を図るとともに、公園や緑地を対象とした補助制度の創設など、必要な対策を講じること。

### 【提案・要望の説明】

本市では、近年、ナラ枯れ被害が急速に拡大し、市街地にある公園や緑地など、多くの市民が利用する場所では、倒木や落枝等による人的・物的被害が生じる可能性があるほか、中山間地域では、山地災害防止機能や水源涵養機能への影響が懸念されています。

こうした中、本市ではナラ枯れ被害対策に全力で取り組んでおりますが、ナラ枯れ被害が蔓延した状況では、病害虫の駆除や防除よりも、安全対策（危険木の除去）に注力する必要があり、国の森林病害虫等防除事業費補助金は、森林における防除を目的としているため、補助金の対象とはならず、財政負担の増大が大きな課題となっております。

さらに、ナラ枯れは、被害を受けた樹木から、虫を媒体として被害が拡大することから、自治体間の連携等による広域的な対策が効果的であるため、全国的な課題として、国の責任において対策に取り組む必要があります。

こうしたことから、自治体間の連携等によるナラ枯れ被害対策をより一層推進するため、森林病害虫等防除事業費補助金について、防除及び危険木の除去を含めた対策を講じることができるよう財政支援の充実を図るとともに、公園や緑地において、地域の実情に合ったナラ枯れ対策ができるよう新たな補助制度の創設等の必要な対策を講じよう要望します。

本市におけるナラ枯れ被害の状況（公園・緑地）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
62本	1,122本	1,475本	1,111本	895本

【提案・要望の担当】	環境経済局森林政策課長	石田 真也	042-780-5270
	環境経済局水みどり環境課長	角田 仁	042-769-8242
	環境経済局公園課長	新井 宣章	042-769-8243

## 49 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充

国土交通省

### 【提案・要望事項】

地域の実情に応じた持続可能な移動手段を確保するため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の設定において、事業規模に応じて増額するなどの財政的な支援を拡充すること。

### 【提案・要望の説明】

本市では人口減少が進む中山間地域を中心に、路線バスの撤退申し出への対応や交通不便地域の解消のため、地域の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。

こうした中、地域の移動需要に応えるため、地域交通活性化協議会等で協議を行い、地域の実情に応じて、赤字補填による路線バスの運行継続や乗合タクシーの導入などにより移動手段の確保に努めています。

これらの事業は、地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金により支援いただいているところですが、当該補助金の毎年設定される市区町村毎の補助上限額は、事業規模に左右されない定額部分が大半を占めております。

このため、事業規模を拡大するにつれて、補助対象経費が増加し、補助上限額を大きく超えてしまうため、経費に対する補助の割合が低下し、市の財政負担が増加することが課題となっています。

こうしたことから、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保に向け、事業規模に応じて増額するなどの当該事業に対する財政的支援の拡充を要望します。

### 【提案・要望の担当】

都市建設局まちづくり推進部交通政策課長 歌田 平 042-769-8249

## 5 0 動物愛護管理の取組に係る財政支援

環境省

### 【提案・要望事項】

地方自治体及び動物愛護ボランティア等が実施する動物の愛護及び管理に関する取組について、財政支援を行うこと。

### 【提案・要望の説明】

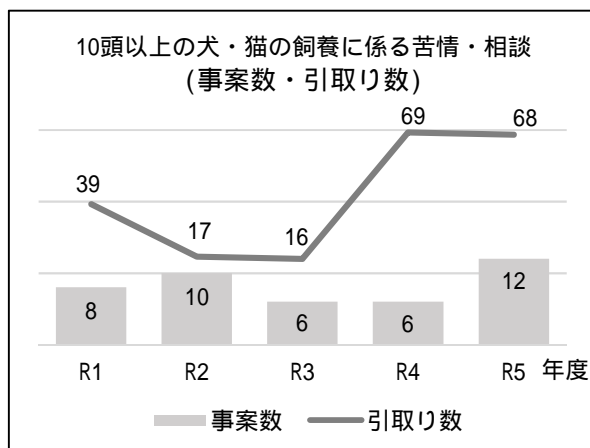
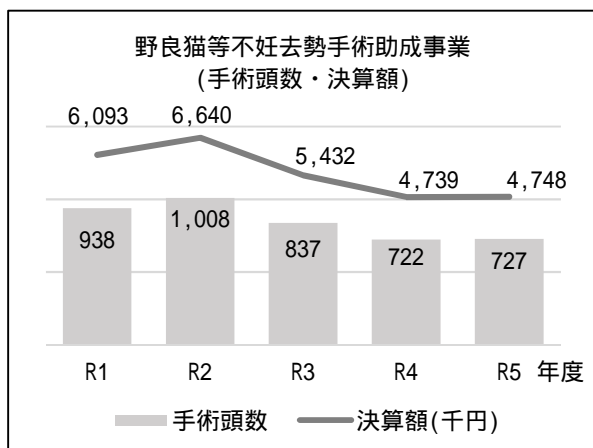
本市では、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に則り、動物の適正な飼養を図るため動物愛護に関する普及啓発や、道路など公共の場所で負傷した犬・猫の収容及び措置、飼えなくなった犬・猫の引取り、さらには、収容動物の殺処分ゼロを目指し、適切な譲渡を推進するため譲渡対象団体への補助事業等を実施しております。

また、猫については、近年の都市化に伴う住宅の密集化により、猫による生活環境への被害が発生し、猫に関する苦情が多数寄せられていることから、「相模原市猫の適正飼養ガイドライン」を策定したほか、繁殖の課題対応や殺処分削減のため、野良猫等の不妊去勢手術一部助成事業なども実施しております。

こうした本市の取組については、市単独の財源により実施しておりますが、実態として、動物愛護ボランティア等の御理解と御協力のもと成り立っているのが現状です。

高齢化の進行に伴い、飼い主の突然死や飼いきれなくなったことによる動物の急な引取りの増加が見込まれるほか、近年、社会問題化している多頭飼育崩壊により、一度に多数の動物を引き取る事態も生じており、地方自治体における動物の愛護及び管理に関する取組にも支障を来しています。

動物の愛護及び管理に関する取組を継続的に進めていくには、地方自治体及び動物愛護ボランティア等における財源確保が課題となっていることから、国において、必要な財政支援を行うよう要望いたします。



### 【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部生活衛生課長

松岡 夏洋

042-769-8347





令和7年度  
国の施策・制度に関する提案・要望書

---

---

相模原市 市長公室 政策課  
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
TEL 042-769-8203 FAX 042-754-2280  
seisaku@city.sagamihara.lg.jp